

資 料 集

【 資料 1（条例、協定等）】

【 資料 2（図 表 類）】

川越市防災会議条例

昭和38年10月1日

条 例 第22号

改正 昭和48年 4月 1日 条例第19号
平成 6年 3月23日 条例第 1号
平成10年 3月20日 条例第 8号
平成12年 3月21日 条例第 1号
平成14年12月24日 条例第44号
平成24年10月 2日 条例第30号
令和 5年 3月22日 条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川越市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・平24条例30・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例30・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 川越地区消防組合消防長及び川越市消防団長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 上下水道事業管理者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号から第3号まで、第5号、第8号及び第9号の委員の定数は、38人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平6条例1・平10条例8・平14条例44・平24条例30・令5条例1・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平24条例30・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

(平24条例30・一部改正)

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月23日条例第1号) 抄

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日条例第44号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月2日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日以後最初に第1条の規定による改正後の川越市防災会議条例第3条第5項第10号の規定により川越市防災会議の委員に任命される者の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

附 則 (令和5年3月22日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川越市防災会議に関する規程

平成 3年 5月31日

告 示 第147号

改正 平成 6年 3月31日告示第 87号

平成11年 3月31日告示第100号

平成19年 3月30日告示第169号

平成24年 3月30日告示第288号

平成24年11月 5日告示第785号

平成28年 3月31日告示第235号

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市防災会議条例（昭和38年条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長職務代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、防災事務を所管する部署を担当する副市長の職にある者とする。

(平11告示100・平19告示169・平24告示288・平24告示785・一部改正)

(会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議を招集するときは、日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないとき、又は遅参しようとするときは開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

第5条 防災会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長があたる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長による処理)

第6条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に、幹事38人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(平24告示785・一部改正)

(幹事会)

第8条 幹事は、幹事会を構成する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長があらかじめ指名した幹事をもつて充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

6 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が命ずる事項
(平24告示785・一部改正)

(庶務)

第9条 防災会議の庶務は、防災危機管理室において処理する。
(平6告示87・平11告示100・平19告示169・平24告示785・平28告示・一部改正)

附 則

この告示は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日告示第87号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日告示第100号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第169号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第288号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月5日告示第785号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第235号)

この告示は、公布の日から施行する。

官庁施設の総合耐震計画基準（一部抜粋）

建設省営計発第 100 号
平成 8 年 10 月 24 日
建設事務次官決定

第 4 章 施設の構造

4. 2 構造体の耐震安全性確保

4. 2. 1 基本事項

(1) 大地震動に対する構造体の耐震安全性の目標は、次のとおりとする。

- ① 耐震安全性の分類をⅠ類とする建築物については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。対象施設は、災害応急対策活動に必要な施設及び危険物を貯蔵又は使用する施設のうち、特に重要な施設とする。
- ② 耐震安全性の分類をⅡ類とする建築物については、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。対象施設は、災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、多数の者が利用する施設等（Ⅰ類に該当する施設を除く。）とする。
- ③ 耐震安全性の分類をⅢ類とする建築物については、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。対象施設は、Ⅰ類及びⅡ類に該当しない施設とする。

(2) 上記の目標を達成するために、大地震動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う。

【資料 1.4】「官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日国営計発第 76 号他）」

官庁施設の総合耐震計画基準（一部抜粋）

国 営 計 発 第 76 号
国 営 整 第 123 号
国 営 設 第 101 号
平成 19 年 12 月 18 日

第 4 章 官庁施設の構造

4. 2 構造体の耐震安全性

4. 2. 1 基本事項

- (2) 上記の目標を達成するために、大地震動時の変形を制限するとともに、目標に応じた耐力の割り増しを行う。なお、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条の 3 に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値にⅠ類は 1.5、Ⅱ類は 1.25 をそれぞれ乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とする。

【資料 1.5】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
(群馬県高崎市)

(趣旨)

第1条 この協定は、高崎市と川越市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市が負担

2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和60年8月3日から施行する。

この協定の成立を証するため、両者署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和60年 8 月 3 日

高 崎 市
高崎市長 沼 賀 健 次

川 越 市
川越市長 川 合 喜 一

【資料 1. 6】「災害時の避難場所相互利用に関する協定」

災害時の避難場所相互利用に関する協定書
(さいたま市)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、川越市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、甲及び乙がそれぞれ指定する避難場所を、それぞれの市民が相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第 2 条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができるものとする。

(被災者への救護等)

第 3 条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第 4 条 避難場所における相手方市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

(情報の交換)

第 5 条 甲及び乙は、災害が発生したときは災害に関する情報を速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(連絡担当部課)

第 6 条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害の発生に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 8 年 8 月 1 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

乙 大宮市大門町 3 丁目 1 番地
大 宮 市
大宮市長 新 藤 享 弘

【資料 1. 7】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
(福島県棚倉町)

川越市（以下「甲」という。）と棚倉町（以下「乙」という。）とは、いずれの地域に大規模な災害が発生し、その災害により被災した場合（以下「災害時」という。）において、自らだけでは被災者である地域住民に十分な救護等の措置が実施できないときの相互応援に関し、次のとおり協定する。

（連絡担当部課）

第 1 条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害時には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援に必要な車両等の派遣
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

（応援要請の手続き）

第 3 条 応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日文書でその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第 4 条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員を派遣する経費については、応援を行う者が負担するものとする。
 - (2) 応援物資その他応援に要する経費については、応援を受ける者が負担するものとする。
- 2 応援を受けた者が前項第 2 号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた者から要請があった場合には、応援した者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ 1 通を所持する。

平成11年 1 月25日

甲 川越市
川越市長 舟橋功一

乙 棚倉町
棚倉町長 藤田幸治

【資料 1. 8】「災害時における防災施設の運営に関する協定」

災害時における防災施設の運営に関する協定
(川越公園管理事務所)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、埼玉県西部公園建設事務所（以下「甲」という。）が管理する川越公園の防災施設を、災害発生時に、川越市（以下「乙」という。）が使用する場合の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(施設名)

第 2 条 乙が使用する防災施設は、川越公園内の別紙に定める施設とする。

(平常時の運営)

第 3 条 平常時の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法を記載した書類等（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するものとし、乙は貸与された鍵等の保管について注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年 1 回以上、現地において防災施設の状況等を確認するものとする。

(災害時の運営)

第 4 条 甲及び乙は、防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

第 5 条 甲は、乙が防災訓練等のため防災施設の使用を申し入れたときは協力するものとする。

(経費負担)

第 6 条 施設の維持管理及び関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担するものとする。ただし、乙が使用した場合における、消耗品の補充等や乙の過失により破損した施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(協議)

第 7 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(施行記述)

第 8 条 この協定は、平成 11 年 3 月 24 日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれのその 1 通を所持する。

平成 11 年 3 月 24 日

坂戸市千代田 3-13-2
甲 埼玉県西部公園建設事務所
所 長 白 倉 崇

川越市元町 1-3-1
乙 川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

川越公園防災施設

施設名	内容
耐震性貯水槽	100m ³ コンクリート製 × 3基
井戸	深さ100m 径：200mm × 1基
浄水装置	濾過 × 1基
非常用電源	ディーゼル発電機 × 1基（100KVA）
避難施設	休憩舎 100m ²
放送施設	放送塔 × 6基 スピーカー × 10台

【資料 1.9】「災害時における相互応援に関する協定」

災害時における相互応援に関する協定書
(八王子市)

八王子市と川越市は、首都圏中央連絡道で結ばれる業務核都市として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援)

第1条 この協定において「応援」とは、次の定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請)

第2条 応援要請は、口頭等により次の事項を明らかにして行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種別人数と業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる一時収容を必要とする被災者の世帯数及び人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 派遣を要請された場合は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

(応援のための派遣職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員は、原則として、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定を実施するための必要な経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、応援のための派遣職員にかかる経費については、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途協議する。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規程により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援市がそれぞれ賠償の責任を負うものとする。

(疑義等)

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、両市市長が協議して定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときには、その都度、両市市長が協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市市長記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年1月22日

八王子市長 黒須隆一

川越市長 舟橋功一

【資料 1. 1 0】「災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定」

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
(埼玉県、県内全市町村)

(目的)

第 1 条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第 2 条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第 3 条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第 4 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第 2 項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

以下の様式については、資料編様式集に添付した。

様式1 (応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ) 「災害時相互応援連絡表」

様式2 (応援要請・複数応援の場合 県へ) 「災害時相互応援連絡表」

様式3 (応援要請書) 「応援要請書」

様式3-2 (応援要請書) 「応援要請書」

【資料 1. 1 1】「災害時の相互応援に関する実施要領」

災害時の相互応援に関する実施要領 (埼玉県、県内全市町村)

1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第 3 条第 1 項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは N T T 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは N T T 回線で回答する。

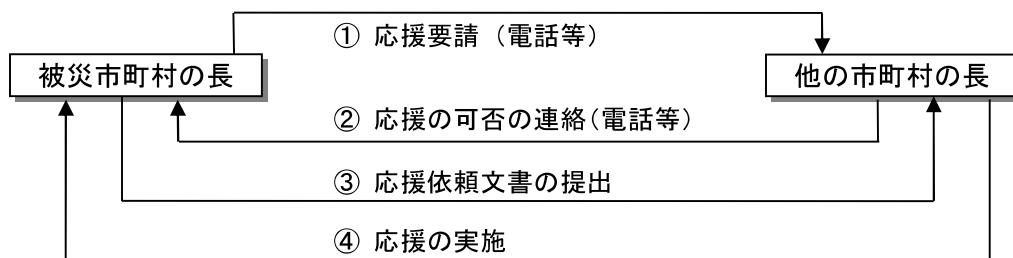
あわせて、受信した様式 1 に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは N T T 回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式 1 を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式 3）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式 3 の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉F A Xで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはN T T回線で回答する。

④ 連絡

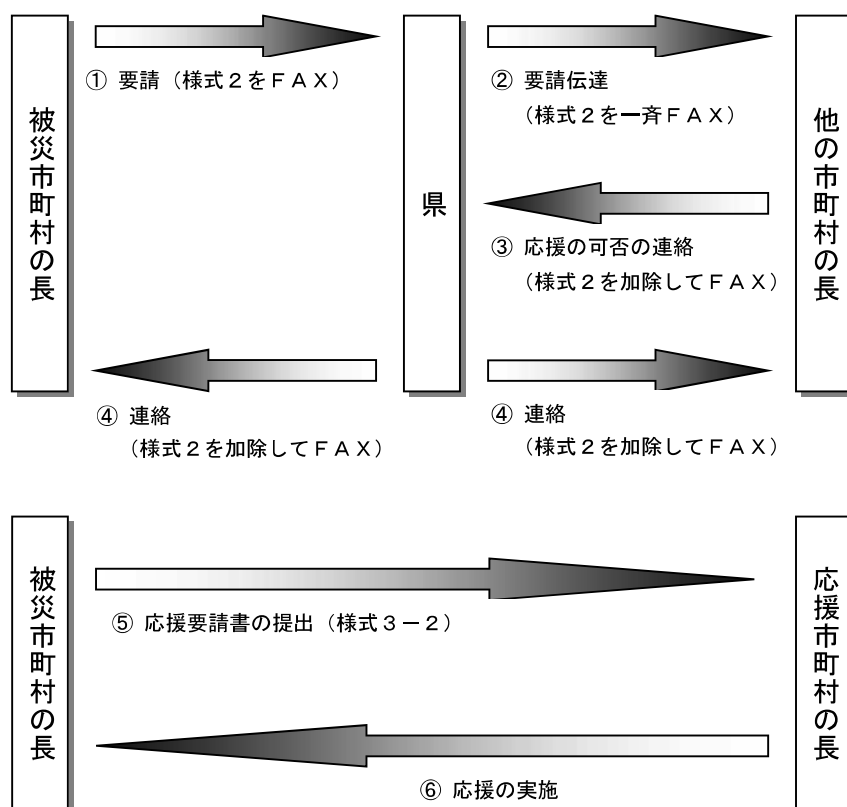
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



災害時における相互応援に関する協定書 (川越都市圏)

(趣旨)

第1条 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) 救援活動に必要な職員の派遣
- (4) 避難場所、避難施設の提供
- (5) その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第4条 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第2条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第7条 この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協定書の発効)

第8条 この協定は、令和2年4月1日から発効する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して

定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書6通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

令和2年3月10日

川越市元町1丁目3番地1

川越市

川越市長 川 合 善 明

坂戸市千代田1丁目1番地1号

坂戸市

坂戸市長 石 川 清

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

鶴ヶ島市

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

毛呂山町中央2丁目1番地

毛呂山町

毛呂山町長 井 上 健 次

越生町大字越生900番地2

越生町

越生町長 新 井 雄 啓

【資料 1. 1 3】「中核市災害相互応援協定」

中核市災害相互応援協定
(中核市災害相互応援協定締結市)

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
 - (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
- 2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特別の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松	本	市	松	本	市	長	臥	雲	義	尚
一	宮	市	一	宮	市	長	中	野	正	康
函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	将	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	寺	晃
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積		志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	孝	弘
福	島	市	福	島	市	長	木	幡		浩
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	萬	里
い	わ	き	い	わ	き	市	清	水	敏	男
水	戸	市	水	戸	市	長	高	橋		靖
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	裕	明
宇	都	宮	宇	都	宮	市	佐	藤	栄	一
越	谷	市	越	谷	市	長	高	橋		努
川	越	市	川	越	市	長	川	合	善	明
川	口	市	川	口	市	長	奥	ノ	木	信
船	橋	市	船	橋	市	長	松	戸		夫
横	須	賀	横	須	賀	市	上	地	克	明

[illegible][illegible]

保龍治志義一一雄直崇浩二史隆右輔和泰啓司樹穂郎ん美彦敬織明幹郎人仁也久男郎正央勉子彦	浩賢孝雅之新雄久正由康圭剛桂慶義秀正健繁房志登川村澤浦東原広田西志崎上長藤敷鶴久間	山本岡森野村口藤橋井根藤田見松瀬田元花藤内井登川村澤浦東原広田西志崎上長藤敷鶴久間	秋山富士森山東樋加柴淺中後濱伏大広野清尾佐長泉石仲稻深松伊新枝前大野岡田朝佐戸下大城太
--	---	---	---

中核市災害相互応援協定実施細目

(中核市災害相互応援協定締結市)

(趣旨)

第 1 条 中核市災害相互応援協定第 11 条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第 2 条 協定第 1 条第 1 号から第 3 号までの規定の応援に要する費用のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第 1 条第 3 号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第 1 条第 4 号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第 3 条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第 4 条 協定第 5 条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第 5 条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第 6 条 この実施細目は、令和 3 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松	本	市	松	本	市	長	臥	雲	義	尚
一	宮	市	一	宮	市	長	中	野	正	康
函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	將	人
青	森	市	青	森	市	長	小	野	晃	彦
八	戸	市	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積	孝	志
山	形	市	山	形	市	長	佐	藤	萬	弘
福	島	市	郡	山	市	長	木	幡	敏	浩
郡	わ	市	い	き	市	長	品	川		里
い	戸	市	水	市	長	清	水	橋	裕	男
水	岡	市	盛	岡	市	長	高	藤	栄	靖
宇	都	市	宇	宮	市	長	谷	藤		明
越	谷	市	越	市	長	佐	高	橋	一	努
川	越	市	川	口	市	長	川	合	善	明
船	橋	市	船	橋	市	長	奥	ノ	木	夫
横	須	市	横	賀	市	長	松	戸	信	徹
柏		市	柏	市	長	上	秋	地	克	明
前	橋	市	前	橋	市	長	山	山	浩	保
高	崎	市	高	崎	市	長	富	本	賢	龍
八	王	市	八	子	市	長	石	岡	孝	治
富	山	市	富	山	市	長	森	森	雅	志
金	沢	市	金	沢	市	長	山	野	之	義
福	井	市	福	井	市	長	東	村	新	一
甲	府	市	甲	府	市	長	樋	口	雄	一
長	野	市	長	野	市	長	加	藤	久	雄
岐	阜	市	岐	阜	市	長	柴	橋	正	直
豊	橋	市	豊	橋	市	長	浅	井	由	崇
岡	崎	市	岡	崎	市	長	中	根	康	浩
吹	田	市	吹	田	市	長	後	藤	圭	二
高	槻	市	高	方	市	長	濱	田	剛	史
枚	方	市	枚	尾	市	長	伏	見		隆
八	尾	市	八	屋	市	長	大	松	桂	右
寝	屋	市	寝	大	市	長	広	瀬	慶	輔
東	路	市	東	路	市	長	野	田	義	和
姫	歌	市	姫	歌	市	長	清	元	秀	泰
和	山	市	和	山	市	長	尾	花	正	啓

大	津	市	大	津	市	長	佐	藤	健	司
豐	中	市	豐	中	市	長	長	内	繁	樹
明	石	市	明	石	市	長	泉	井	房	穂
西	宮	市	西	宮	市	長	石	登	志	郎
奈	良	市	奈	良	市	長	仲	川	げ	ん
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稻	村	和	美
鳥	取	市	鳥	取	市	長	深	澤	義	彦
松	江	市	松	江	市	長	松	浦	正	敬
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	東	香	織
吳		市	吳	市	長	新	枝	原	芳	明
福	山	市	福	山	長	前	田	広	直	幹
下	関	市	下	関	長	大	西	晋	太	郎
高	松	市	高	松	長	野	志	秀	克	人
松	山	市	松	山	長	岡	崎	克	誠	仁
高	知	市	高	知	長	田	上	富	則	也
長	崎	市	長	崎	長	朝	長	樹	一	久
佐	世	市	佐	世	長	佐	藤	敷	隆	男
大	分	市	大	分	長	戸	鶴		保	郎
宮	崎	市	宮	崎	長	下	久		幹	正
鹿	児	市	鹿	児	長	大	間			央
久	留	市	久	留	長	城				勉
那	覇	市	那	覇	長					子

協定締結権者

豊	田	市	豊	田	市	長	太	田	稔	彦
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

災害時における相互協力に関する協定

(川越少年刑務所)

川越市（以下「甲」という。）と川越少年刑務所（以下「乙」という。）は、川越市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（ただし、津波と高潮を除く。以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、川越市民等の安全確保を図ることを目的とする甲及び乙の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(指定緊急避難場所等の指定及び公示)

- 第1条** 甲は、本協定に基づき、川越市南大塚6-40-1に所有する乙の管理する敷地のうち、別紙に掲げる部分（以下「指定部分」という。）について、法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所として指定するとともに、災害時等の一時的な避難場所に位置付けるものとする。
- 2 甲は、指定部分について、指定緊急避難場所であることを公示するとともに、指定部分までの経路及び立入禁止区域を明示するものとする。

(協力の内容)

- 第2条** 乙は、前条の規定に基づき、乙の運営に支障のない範囲において指定部分の使用を許すほか、甲が行う災害対策上必要と認めるときは、甲の申請により、次の協力を行うものとする。
- (1) 乙が使用を認める乙の管理する施設等の一部又は全部の提供
- (2) その他甲が行う災害対策上必要な協力

(使用の申請等)

- 第3条** 甲は、災害対策上、指定部分を避難場所として使用する必要が生じたときは、乙に対し、その使用を申請するものとする。
- 2 甲は、災害対策上必要があると認めるときは、前条に基づき、乙に対し、乙が管理する施設の一部又は全部の使用の申請その他の必要な協力を要請することができる。
- 3 甲は、乙に前2項の申請を行う場合は、乙に対し、国有財産使用許可申請書を提出するものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。
- 4 前項に定める国有財産使用許可申請書の様式は、別途定める。

(申請に基づく措置等)

- 第4条** 乙は、甲から前条に基づく使用申請があったときは、乙の運営に支障のない範囲において許可するものとする。この場合において、乙は、国有財産使用許可書を甲に交付するものとし、甲は、当該許可書に記載の使用条件に基づき施設等を使用するものとする。
- 2 前項に定める国有財産使用許可書の様式は、別途定める。
- 3 乙は、前条に基づく申請を許可する場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。
- 4 前条に基づく申請がない場合において、避難者を指定部分等に受け入れたときは、乙は、甲から第3条に基づく要請があったものとみなし、指定部分を避難場所として避難者に開放すると

もに、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

- 5 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに前条第3項の規定に定める国有財産使用許可申請書を提出するとともに、避難者に対する災害対策上必要な措置を講じるものとする。

（許可の取消し又は変更）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可の取消し又は変更をすることができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

- （1）乙の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められたとき。
- （2）甲に、本協定に違反する行為が認められたとき。

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第4条第1項の規定により使用を許可された施設を使用する者に対し、当該施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

（乙への報告）

第7条 甲は、本協定に基づく指定部分の使用その他乙が管理する施設等の使用によって、その設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう努めるものとする。

- 2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（経費の負担）

第9条 第2条の各号に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

- 2 前条第2項及び前項に規定する経費を除き、協力に要した経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（円滑な運用）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図り、災害に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（敷地変更の報告）

第12条 乙は、指定部分の改修その他の工事等により、指定部分の範囲及び面積等に変更が生じる場合、又はその他の事情により敷地の使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

（秘密の保持）

第13条 甲及び乙は、この協定の履行に関し、乙の運営に関して知り得た事項を他に漏らしては

ならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第 1 4 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 1 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間満了の日の翌日から更に 1 年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書の原本 2 通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 6 月 2 7 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲 川越市
川越市長 川合 善明

川越市南大塚 6 丁目 4 0 番地 1

乙 川越少年刑務所
所長 柴田 房雄

【資料 1. 1 6】「災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定」

災害時におけるＬＰガスの優先供給等に関する協定書

（一般社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部（以下「乙」という。）とは、川越市内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した市民等に対して行うＬＰガスの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力要請）

第 1 条 災害時において甲がＬＰガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へのＬＰガスの優先供給等について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- （1）協力要請内容及び必要量
- （2）協力を希望する期間
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（ＬＰガスの優先供給等に関する協力実施）

第 2 条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、ＬＰガスの優先供給等及び運搬に対する協力について積極的に実施するものとする。

2 乙は、乙の構成事業者と協定して、流通過程にあるＬＰガス20kgボンベ30本及び50kgボンベ30本を乙の構成事業者に備蓄させ、甲の要請に応じて優先出荷する体制を整備するものとする。

（費用）

第 3 条 前条の規定に基づく物資の提供に要する費用は、無償とする。ただし、それ以外の物資の提供に要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

（引き渡し）

第 4 条 ＬＰガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

（情報の交換）

第 5 条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第 6 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を担当する課の課長とし、乙においては社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部長とする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年とする。ただし、有効期間の満了する日の60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成10年11月18日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

乙 川越市野田町 1 丁目 2 番地 1
社団法人埼玉県エルピーガス協会川越支部
支部長 伊 藤 賢 二

【資料 1. 1 7】「災害時における物資の輸送に関する協定」

災害時における物資の輸送に関する協定書
(埼玉県トラック協会川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会川越支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 川越市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために必要な貨物自動車運送業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、別表 1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第 3 条 乙は、甲から緊急輸送の要請があった場合、特別の理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指名し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し別表 2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第 5 条 緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により運輸大臣に届出した額による。

（事故等）

第 6 条 乙の供給した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対してすみやかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第 7 条 指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第 8 条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することが出来ない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償する。ただし、非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年川越市条例第 4 号）が適用される場合は、甲が補償する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間の満了する日の60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月29日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 舟橋功一

乙 川越市脇田本町15番地13
社団法人埼玉県トラック協会川越支部
支部長 笠原和夫

【資料 1. 1 8】「災害時における相互協力に関する協定」

川越市と川越市内郵便局との包括連携協定
(川越西郵便局)

川越市（以下「甲」という。）と川越市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力及び市民サービスの向上等に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定については、乙を代表して川越西郵便局が締結するものとする。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、市民が安心して暮らせる地域づくりに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号の災害をいう。

2 本協定において、「川越市内郵便局」とは、別表に掲げる郵便局をいう。

（協力の内容）

第 3 条 乙は、川越市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲内で、甲に連携して協力するものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 災害が発生し、応急対策が必要となった場合
- (2) 高齢者、障害者、子ども等の異変を発見した場合
- (3) 道路の損傷等を発見した場合
- (4) 適正に管理されていない危険家屋を発見した場合
- (5) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合
- (6) ごみ集積所における紙類等の資源物の持ち去りを発見した場合

2 前項各号の場合における具体的な実施内容については、別紙覚書のとおりとする。

3 甲及び乙は、第 1 項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

（秘密保持の義務）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に当たって知り得た個人情報その他の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。本協定終了後も同様とする。

2 第 3 条の規定により甲及び乙が情報を提供した場合において、甲及び乙は、その個別の事実を

第三者に原則として開示しないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による変更又は解除の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議し決定するものとする。

(その他)

第7条 本協定締結以前に締結を行った「災害時における相互協力に関する協定」(平成10年3月30日締結)については、本協定締結日以降廃止する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成29年5月31日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長 川合 善明

川越市小室22番地1号

乙 川越市内郵便局代表

日本郵便株式会社

川越西郵便局長

別表

川越市内郵便局一覧（五十音順）

川越郵便局
川越旭町郵便局
川越新宿郵便局
川越伊勢原郵便局
川越今泉郵便局
川越今福郵便局
川越駅西口郵便局
川越笠幡郵便局
川越霞ヶ関北郵便局
川越川鶴郵便局
川越グリーンパーク郵便局
川越寿町郵便局
川越清水郵便局
川越新富町郵便局
川越砂郵便局
川越大東郵便局
川越月吉郵便局
川越西郵便局
川越古谷郵便局
川越松江町郵便局
川越南大塚駅前郵便局
川越宮元郵便局
川越元町郵便局
川越六軒町郵便局
川越脇田郵便局
高階郵便局
名細郵便局
的場郵便局

別紙

災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 本覚書は、甲及び乙が、川越市内において災害が発生し、応急対策が必要となった場合、相互に協力し対策を円滑に遂行することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、川越市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が収集した被災市民の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (2) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (3) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）（様式1及び2）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (6) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に定めるもののほか、協力できる事項

(協力実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み相互に協力するよう努めなければならない。ただし、協力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

(経費の負担)

第4条 第2条の規定による要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加)

第6条 乙は、甲の行う防災訓練等に、相互に協議して参加することができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本覚書に関する連絡責任者は、甲においては川越市防災危機管理室長とし、乙においては川越西郵便局総務部長とする。

(協議)

第9条 本覚書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

【資料 1. 1 9】「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

(東京電力パワーグリッド株式会社川越支社)

川越市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、川越市内において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

第 2 条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時等に甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

(災害時の情報連携)

第 3 条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第 4 条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第 5 条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第 6 条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいし

てはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第9条 甲乙間で締結した平成20年2月8日付け「災害時等における情報提供に関する協定書」は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月13日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 埼玉県川越市三久保町17番地4
東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長 徳丸 真吾

別紙

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

川越市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、令和２年１０月１３日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第１条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

２ 相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第２条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第４４条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２ その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第４条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（１）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（２）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（３）作業内容

（４）作業希望日時

（５）要請者連絡先

（６）その他必要な事項

２ 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続を行う。

（道路区域における作業の実施）

第５条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２ 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

- 3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）

第6条 第2条第2項の区域における作業については、第5条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

（費用負担）

第7条 第5条及び第6条に基づき実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に係る費用負担」による。

- 2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

（実施責任）

第8条 関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（定めのない事項等）

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 埼玉県川越市三久保町17番地4
東京電力パワーグリッド株式会社
川越支社
支社長 福元 直行

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書 (公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部)

川越市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、川越市内において災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 甲は、川越市内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失などの理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅供給の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第 4 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 7 月 1 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

乙 川越市仙波町 2 丁目 5 番地 9
社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支 部 長 横 田 庄 平

災害時等における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定書 (いるま野農業協同組合)

川越市（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における生鮮食料品及び精米（以下「生鮮食料品等」という。）の優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食料確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に生鮮食料品等の確保等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第 2 条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生鮮食料品等の優先供給
- (2) 市民が健康増進と災害時に備えて自給食料を栽培するための市民農園のあっせん
- (3) 災害時等に応急仮設住宅建設用地及び復旧資機材置場等として使用するための乙の組合員の所有する農地のあっせん
- (4) その他甲が協力を要請する事項

（協力の要請）

第 3 条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする生鮮食料品等の種類、数量、納入日時及び納入場所
- (3) 必要とする農地の場所、面積、使用期限、原状回復の方法及び使用に伴う費用負担
- (4) その他必要な事項

（協力）

第 4 条 乙は、甲から生鮮食料品等の優先供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するものとする。

（代金の請求）

第 5 条 乙は、前条の規定により、甲に生鮮食料品等を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第 6 条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（市民農園の状況報告）

第 7 条 乙は、毎年 4 月 1 日現在の市民農園の状況について、甲に報告するものとする。

（あっせんに基づく農地の契約）

第 8 条 甲は、乙のあっせんした農地について、必要とする当該農地の所有者と当該農地の使用について別途契約を締結する。

2 前項の契約については、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を定める。

（防災訓練等への参加協力）

第 9 条 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(旧協定の廃止)

第12条 甲と乙の間で、平成6年3月22日に締結した災害時等における精米の優先供給に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月7日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 舟橋功一

乙 入間市小谷田4丁目6番11号
いるま野農業協同組合
代表理事組合長 小澤稔夫

【資料 1. 2 2】「災害時における特別法律相談に関する協定」

災害時における特別法律相談に関する協定書
(埼玉弁護士会川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉弁護士会川越支部（以下「乙」という。）とは、川越市内に自然災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における特別法律相談（以下「相談」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に市民生活の円滑な復興を図るため、川越市地域防災計画に基づく個別専門相談の一環として、乙の積極的な協力により、相談を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 相談の実施場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第 3 条 乙は、甲から相談の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに相談を実施するものとする。

（相談の実施方法）

第 4 条 相談の実施方法は、平常時における市民相談のうち法律相談の例によるものとする。

（相談の費用）

第 5 条 相談の費用については、相談者は負担をしないものとする。

（弁護士の謝礼）

第 6 条 相談に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時における市民相談のうち法律相談の額を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（支援弁護士）

第 7 条 乙は、必要があると認めるときは、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談への協力を要請することができる。

（報告）

第 8 条 乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 従事した弁護士の氏名
- (2) 従事した時間
- (3) 相談要旨
- (4) その他必要な事項

（細目）

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月7日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

乙 川越市宮下町2丁目1番地2 福田ビル1階
埼玉弁護士会川越支部
支部長 新 井 賢 治

災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定書 (埼玉県電気工事工業組合)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う協力の要請に関し、その手続きを定め、復旧業務等の支援を迅速に実施することを目的とする。

（協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備の復旧活動に関すること。
- (2) 公共施設等の電気設備の事故防止に対する処置に関すること。
- (3) 復旧活動等において二次災害等を発見した場合に速やかに甲へ通報し、その指示に従うこと。

（協力の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に規定する協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、「協力要請書」（様式第1号）を提出し、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後遅滞なく協力要請書を提出する。

- (1) 協力の種類
- (2) 協力に関する具体的内容
- (3) 協力を必要とする公共施設等の名称、所在地

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（復旧業務の報告等）

第5条 乙は、甲の要請による公共施設等の電気設備の復旧業務等が完了した場合には、速やかに甲に対して口頭、電話等により報告し、相互に作業内容を確認のうえ甲に引き渡しを行い、事後遅滞なく「災害復旧業務完了報告書」（様式第2号）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するため、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請により公共施設等の電気設備の復旧業務等に要した費用については、甲が負担するものとする。なお、費用の額は、災害時発生前の標準的な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（防災訓練等への参加）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の効力及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の

1 か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除の申し出がない場合は、1 年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 3 月 30 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川 越 市
川越市長 川合 善明

乙 さいたま市北区宮原 1 丁目 3 9 番地
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

【資料 1. 2 4】「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」

災害時における燃料等の優先供給に関する協定

(埼玉県石油商業組合川越支部)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合川越支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、川越市地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料を、市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

(協力の要請)

第 2 条 甲は、前条の目的を達成するため、燃料等の供給を受けようとするときは、乙に燃料等の優先供給を要請するものとする。また、甲は、乙の会員に直接要請出来るものとする。

(協力の実施)

第 3 条 乙は、前条による甲の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

(燃料の種類)

第 4 条 甲が乙に優先供給（燃料の仕入れを含む）を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、重油及びオイルとする。

2 その他緊急に必要な物品（燃料等の携行缶、給油ポンプ）についても、乙は支障のない範囲で、優先供給の要請に応ずるものとする。

(要請の方法等)

第 5 条 第 2 条の要請は、原則として災害時等燃料供給要請書（別記様式 1）により、行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災担当部署からの電話、ファックス等による要請に応じた後、災害時等燃料供給要請書により行う。

(燃料等の納品)

第 6 条 燃料等の納品場所は、甲が指定するものとし、甲が当該納品場所へ職員を派遣し、要請した燃料等を確認の上、乙が納品するものとする。

(燃料等の価格)

第 7 条 甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(経費の請求)

第 8 条 燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払い)

第 9 条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(報告等)

第 10 条 乙は、毎年 4 月末までに、この協定に基づき協力を実施できる川越市内の販売事業者の名称、所在地、電話番号等を甲に報告するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に関し、必要な手続き及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 6 月 25 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

川越市大字小仙波 6 7 1

乙 埼玉県石油商業組合川越支部

支部長 山 口 佳 郎

【資料 1. 2 5】「災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定」

災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

（公益社団法人埼玉柔道整復師会川越支部）

川越市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動を行うことを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、川越市において災害が発生し、接骨師による応急処置活動の必要が生じた場合は、乙に対して接骨師の派遣を要請するものとする。

（協力内容）

第 3 条 乙は、前条による要請を受けたときは、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- （１） 甲の指定する救急救護所における柔道整復師法に規定された業務の実施
- （２） 応急処置活動に要する衛生資材等の提供
- （３） 応急処置活動に必要な労務の提供

（指揮命令）

第 4 条 乙の協定に関わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急処置に係る必要な指示については、医療救護班の医師が行うものとする。

（応急処置費）

第 5 条 医療救護所における応急処置費は、無料とする。

２ 搬送先の接骨院等における応急処置費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第 6 条 第 2 条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （１） 派遣された接骨師が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- （２） 第 3 条（２）の実費
- （３） 派遣された接骨師及びその関係者（事務職員等）が、応急処置活動において負傷、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２ 前項の費用弁償等の額及び支払手続きについては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協議書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年9月3日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 川越市大字下広谷613番地1
公益社団法人埼玉県接骨師会川越支部
支部長 荻 野 義 之

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

(埼玉県土地家屋調査士会)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続を定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第 2 条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 2 5 年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

(支援の要請)

第 3 条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

(支援の実施)

第 4 条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式 2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

(費用の負担)

第 5 条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第 6 条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第 2 項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月25日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
甲 川 越 市

川越市長 川 合 善 明

埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
乙 埼玉土地家屋調査士会

会 長 佐 藤 忠 治

【資料 1. 2 7】「災害時の医療救護活動に関する協定」

災害時の医療救護活動に関する協定書
(社団法人川越市医師会)

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、川越市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、川越市地域防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の指揮及び調整）

第 3 条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る調整は乙の災害医療調整員が行う。なお、災害医療調整員とは、医師会長が指定した医師会員で、市災害対策本部と医師会対策本部との連絡調整を行う者をいう。

（医療救護班の業務）

第 4 条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第 5 条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第 6 条 乙所属の医療救護班は、甲及び乙において締結した「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書」（平成 27 年 12 月 25 日締結）に基づく医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第 7 条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（総合防災訓練）

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第 9 条 第 2 条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の輸送に要した費用

（2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）医療救護班の医師、看護婦及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、

疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(旧協定の解除)

第10条 本協定の締結をもって、昭和61年9月26日付けで、甲と乙との間に締結している「災害時の医療救護活動に関する協定書」を合意解除する。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月25日

川越市元町1丁目3番地1
甲 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

川越市小仙波町2丁目53番地1
乙 一般社団法人 川越市医師会
会 長 関 本 幹 雄

【資料 1. 2 8】「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定」

災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書

(社団法人川越市医師会)

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市医師会（以下「乙」という。）とは、医療救護班が使用する医薬品の備蓄管理に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲及び乙において締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（平成 27 年 12 月 25 日締結）第 6 条第 1 項に定める甲が備える医薬品等（以下「医薬品等」という。）に関し、その種類、品目、規格及び数量（以下「種類等」という。）や備蓄管理の方法等必要な事項を定めるものとする。

(医薬品等の種類等)

第 2 条 医薬品等の種類等は、乙が甲の意見も聞き、乙において決定するものとする。

(医薬品等の備蓄管理等)

第 3 条 乙は、前条の規定による医薬品等を、乙が定める「医師会医療救護班編成表」（別表）による医療機関から選定した医療機関（以下「管理病院」という。）に分散配置し備蓄管理するものとする。

(種類等の連絡)

第 4 条 乙は、医薬品等を管理病院に分散配置したときは、管理病院の所在地、病院名及び電話番号並びに管理病院毎における種類等を甲に連絡するものとする。

2 前項の規定は、同項に定める連絡事項に変更が生じたときに準用する。

(ランニング備蓄による管理)

第 5 条 管理病院は、医薬品等を備蓄管理する場合においては、医薬品等を平常時における診療に使用し、当該使用したことによる不足分を適宜補充して管理する「ランニング備蓄」方式により備蓄管理するものとする。

(医薬品等の使用及び費用負担等)

第 6 条 乙は、甲の要請により医療救護班を派遣した場合においては、原則として第 3 条に規定する医薬品等を使用するものとする。

2 乙は、前項の規定により医薬品等を使用したときは、甲の定める手続きにより、その医薬品等の実費金額の支払いを甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく乙に実費金額を支払うものとする。

(旧協定の解除)

第 7 条 本協定の締結をもって、平成 22 年 3 月 26 日付けで、甲と乙との間に締結している「災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定書」を合意解除する。

(細目)

第 8 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは
甲、乙協議のうえ決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を所持す

る。

平成27年12月25日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合善明

乙 川越市小仙波町2丁目53番地1
一般社団法人 川越市医師会
会長 関本幹雄

【資料 1. 2 9】「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書
(埼玉司法書士会)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第 3 条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1） 相続に関する相談
- （2） 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3） 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4） 成年後見制度に関する相談
- （5） その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第 4 条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第 5 条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第 6 条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）

第 7 条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月28日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

乙 埼玉司法書士会

会 長 山 嵯 秀 美

災害時における被災者支援に関する協定書

(埼玉県行政書士会)

川越市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、川越市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(行政書士業務相談)

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

(相談対象)

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた川越市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- (2) 災害により川越市外から同市内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めた者

(支援業務の要請)

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

- 2 前条の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、協定の存続期間が更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月17日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

乙 埼玉県行政書士会

会 長 荒 岡 克 巳

【資料 1.3 1】「災害時における応急復旧業務に関する協定」

災害時に応急復旧業務に関する協定書
(川越市建設業協会)

川越市（以下「甲」という。）と川越市建設業協会（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく都市施設の応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、業務を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、業務を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し協力を要請することができる。この場合において、甲は災害時の状況により必要があると認めるときは、乙以外の者に協力を要請することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 業務の実施場所
- (3) 業務の内容
- (4) その他必要な事項

（協力体制）

第3条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、川越市建設業協会の会員（以下「会員」という。）の担当区域をあらかじめ定め、甲に通知し、変更がある場合も同様とする。

- 2 甲及び乙は、情報連絡体制を定め、互いに周知し、変更がある場合も同様とする。
- 3 甲及び乙は、災害時に提供可能な資機材等を把握し、互いに周知し、変更がある場合も同様とする。
- 4 甲及び乙は、前各項の内容について、年度当初に互いに確認する。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1) 従事した乙の加盟会員の名称
- (2) 従事者人数
- (3) 従事した時間
- (4) 業務の内容（使用重機、作業内容等）
- (5) その他必要な事項

（契約）

第5条 甲は、応急復旧業務を実施するときは、乙の加盟会員と、速やかに契約を締結するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき、乙の会員が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。当該費用については、災害発生直前における適正な費用を基準として担当区域の会員が算出し、双方の協議のうえ決定するものとする。

（防災訓練等への参加協力）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から起算して1年間延長し、その後においても同様とする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月9日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合善明

乙 川越市神明町13番地8
川越市建設業協会
会長 中里健寿

【資料 1. 3 2】「災害時における住家被害認定調査に関する協定」

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

(公益社団法人埼玉県不動産鑑定協会)

川越市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時における住家被害認定調査等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲の地域内において災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として住家被害認定調査等協力要請書（別紙様式 1）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力内容)

第 3 条 乙は前条第 1 項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会と連携の上、甲の要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 30 年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務
- (2) リ災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助
- (3) その他、甲が合理的に必要と認める業務

(住家被害認定調査員の要件)

第 4 条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のため派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 乙に所属する不動産鑑定士又は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び関東甲信不動産鑑定士協会連合会の派遣する不動産鑑定士であること。
- (2) 第 9 条に規定する住家被害認定調査に関する研修会を受講していること。

(指揮)

第 5 条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

(報告)

第 6 条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、住家被害認定調査等協力報告書（別紙様式 2）により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
- (2) その他特に必要と認める費用(日当及び損害補償に係る保険料等)

(請求及び支払い)

第8条 乙は、住家被害認定調査等が完了したときは、速やかに前条に定めた費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会に参加することができる。

(守秘義務)

第10条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知り得た秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成30年8月28日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から30日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年8月29日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

さいたま市浦和区常盤4丁目1番1号

乙 浦和システムビルディング5階

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会
会 長 伊藤 聡

【資料 1. 3 3】「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

（一般社団法人川越市歯科医師会）

川越市（以下「甲」という。）と一般社団法人川越市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、川越市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確な歯科医療救護活動を実施することを目的とする。

（歯科医療救護計画）

第 2 条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 3 条 甲は、歯科医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲が避難所に設置する医療救護所又はその他甲が要請する場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第 4 条 歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 5 条 乙が派遣する歯科医療救護班は、医療救護所等において、歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- 一 傷病者のスクリーニング（症状判別）
- 二 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- 三 傷病者の医療機関への転送の要否及びその転送順位の決定
- 四 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- 五 その他必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第 6 条 甲は、乙の実施する歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の確保等)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じ甲が確保するものとする。

2 医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

3 医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

一 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

二 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

三 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

四 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月28日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
甲 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

埼玉県川越市三久保町18番地3
乙 一般社団法人 川越市歯科医師会
会 長 小 川 俊 夫

災害時応援協定書

(公益社団法人川越青年会議所)

公益社団法人川越青年会議所（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時応援協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙に協力して市民生活の安定を図るため必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 乙は、川越市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に協力を要請することができる。

(要請手続)

第 3 条 乙は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

(協力事項)

第 4 条 甲は、第 2 条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。

(1) 災害応急復旧に必要な人員の派遣

(2) その他、特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

(費用の負担)

第 5 条 乙は、第 2 条の規定により災害応急復旧を実施する場合の人件費は負担しない。

ただし、甲が災害応急復旧を実施する場合の人件費を除く費用については、乙が負担するものとする。

(情報共有)

第 6 条 甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

(車両の通行)

第 7 条 乙は、甲が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(連絡責任者等の報告)

第 8 条 甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月14日

埼玉県川越市仲町1番地12（川越商工会議所内）

甲 公益社団法人 川越青年会議所
理 事 長 小谷野 和統

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

乙 川 越 市
川越市長 川合 善明

災害時における応急復旧業務に関する協定書

(川越緑地協会)

川越市（以下「甲」という。）と川越緑地協会（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく都市施設の応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、業務を迅速に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、業務を実施する必要が生じたときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、甲は災害時の状況により必要があると認めるときは、乙以外の者に協力を要請することができる。

- （1）被害の状況
- （2）業務の実施場所
- （3）業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力体制）

第3条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、この協定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を甲に報告し、必要に応じて事後に報告書を提出するものとする。

- （1）従事した乙の加盟会員の名称
- （2）業務の内容（作業内容、使用機材等）
- （3）その他必要な事項

（契約）

第5条 甲は、業務を実施するに当たっては、乙又は乙の加盟会員と速やかに契約を締結するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲と乙は、この協定に基づき協力体制を円滑に推進するための連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき、乙又は乙の加盟会員が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。当該費用については、災害発生直前における適正な費用を基準として乙又は乙の加盟会員が算出し、双方の協議のうえ決定するものとする。

（防災訓練等への参加協力）

第8条 乙は、甲からの要請があった場合は、防災訓練等への参加について協力するものとする。

（協定の期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の

翌日から起算して１年間延長し、その後においても同様とする。

（細目）

第１０条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１１条 この事項に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和２年３月３１日

甲 川越市元町１丁目３番地１
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 川越市木野目１５９０番地１
川越緑地協会
会 長 小 林 謙 二 郎

川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

(社会福祉法人川越市社会福祉協議会)

川越市（以下「甲」という。）と社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力及び川越市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等で川越市内に災害が発生した場合、川越市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力並びに円滑なボランティア活動の推進のための川越市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(センターの設置)

第3条 乙は、地震、風水害等で川越市内に災害が発生した場合、防災計画に基づき、甲からの要請により、センターを設置するものとする。

(センターの設置要請等)

第4条 甲は、前条の規定により、乙にセンターの設置を要請する場合は、設置要請書（様式第1号）で日時、場所、内容等を明らかにし、行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、事後、文書をもって処理できるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定により要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

3 乙は、甲からの要請により、センターを設置した場合は、甲に対し、設置報告書（様式第2号）で日時、場所、内容等を明らかにし、報告するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、事後、文書をもって処理できるものとする。

(センターの設置場所)

第5条 センターの設置場所は、川越市総合福祉センター3階社会福祉協議会内とする。ただし、当該施設が被災し、設置が困難な場合は、甲は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センター（サテライト）の設置が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

(センターの運営)

第6条 センターの運営は乙が行うものとする。

(センターの業務)

第7条 センターが実施する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者ニーズの把握に関すること。
- (2) 支援活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、派遣調整等に関すること。
- (4) 支援活動に必要な資機材の調達及び提供に関すること。
- (5) 甲、埼玉県社会福祉協議会その他の関係機関との連携等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害ボランティア活動に必要な事項に関すること。

(連携及び協力)

第8条 甲と乙は、センターの設置運営に必要な次の各号に掲げた業務を相互に連携・協力するものとする。

- (1) 必要な人員の派遣に関すること。
- (2) センター運営又は、災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に関すること。
- (3) 被災状況、安否情報等の情報提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置運営にあたり、必要と認める事項。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害時にセンターの設置・運営等を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面（様式第3号）により相手方に連絡しておくものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、第7条各号に規定する業務にかかる費用を甲乙協議の上負担するものとする。ただし、センター設置運営に係わる支援資金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てることができる。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(損害賠償)

第11条 災害時におけるボランティア活動時にボランティアが被った負傷、損害の補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 乙は、甲にセンターの運営状況について適時、報告するものとする。

(センターの閉鎖)

第13条 センターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲乙の協議の上、決定するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第14条 乙は、センター運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人川越市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(信義)

第15条 甲と乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(改定)

第16条 この協定の締結後、法令等の改廃、その他特別な事情等が生じたときは、甲と乙で協議して、この協定を改定することができる。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は、協定内容に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で誠意をもって協議の上、決定し解決に当たるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を称する証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれで、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月17日

埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
甲 川 越 市
川越市長 川合 善明

埼玉県川越市小仙波町 2 丁目 50 番地 2
乙 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
理事長 関根 水絵

【資料 1. 3 7】「災害時等における精米の優先供給に関する協定」

災害時等における精米の優先供給に関する協定書
(株式会社イトーセーブ)

川越市（以下「甲」という。）と伊藤米穀株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における精米の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に川越市地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、乙の積極的な協力により、円滑に精米の確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等に精米の優先供給を受けようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする精米の種類、数量、納入日時及び納入場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに協力し速やかに納入するものとする。

（価格）

第 4 条 精米の価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害が発生したことにより要請したときは、災害発生時の直前の価格
- (2) 災害が発生するおそれがあることにより要請したときは、当該災害が発生するおそれがあるとされた事由が発生した直前の価格

（代金の請求）

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により、甲に精米を納入したときは、前条に定める価格によりその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第 6 条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（危険負担）

第 7 条 精米の搬出及び輸送中の事故等の損害については、乙の負担とする。

（細目）

第 8 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 6 年 3 月 22 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1
甲 川 越 市
川越市長 舟 橋 功 一

川越市脇田新町 1 0 番地 1 4
乙 伊藤米穀株式会社
代表取締役 伊 藤 弘

※ 同文で協定している締結業者

西武米穀株式会社 平成 6 年 3 月 22 日

※ 伊藤米穀株式会社と西武米穀株式会社は平成 15
年 7 月 1 日に合併し、新会社名「株式会社イトーセ
ーブ」となっている。

【資料 1. 3 8】「災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定」

災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定書
(朝日航洋株式会社)

川越市（以下「甲」という。）と朝日航洋株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるヘリコプターの優先利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、川越市内に大規模災害が発生した場合に、乙の積極的な協力を得て、ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動の優先的利用を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時にヘリコプターの優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

（使用料）

第 4 条 ヘリコプターの使用料は、航空法に基づく運輸大臣の認可料金に消費税を加えた額とする。

（損害賠償）

第 5 条 乙は、ヘリコプターの運行に関し、自己の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を乙の責任において賠償するものとする。

（細目）

第 6 条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 7 年 3 月 27 日

	埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
甲	川 越 市
	川 越 市 長 舟 橋 功 一
	東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
乙	朝日航洋株式会社
	代表取締役社長 深 川 弘

【資料 1.39】「震災時における緊急設備支援に関する協定」

震災時における緊急設備支援に関する協定書
(株式会社セレスポ)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川越市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難場所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック24」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 乙は避難場所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後24時間をめどに搬入し設置するものとする。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表2に定める。

（システムの稼働料金）

第6条 本システム稼働の料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の費用）

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

（協定期間）

第9条 この協定は、平成8年7月9日から平成11年3月31日まで有効とし、協定内容を変更する場合、甲、乙協議のうえ改めて協定を結ぶこととする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 8 年 7 月 9 日

甲 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市長 舟 橋 功 一

乙 東京都豊島区北大塚 1 丁目 2 1－5
株式会社 セレスポ
代表取締役社長 三 木 征 一 郎

災害時の情報提供等に関する協定書 (西武ハイヤー株式会社、他)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害が川越市内に発生し、応急対策のため緊急に情報収集等の必要が生じた場合、川越市（以下「甲」という。）が朝日自動車株式会社（以下「乙」という。）に情報の提供等を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 乙は自主的に、知り得た情報を甲に提供するものとする。

2 情報提供手段は、電話回線による。

(費用)

第 3 条 前条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。

(優先利用)

第 4 条 第 1 条に規定する災害のうち地震災害が市内に発生したときは、甲は乙の所有するタクシーを優先的に利用できるものとする。ただし、これに要する費用については、実費を甲は乙に支払うものとする。

(期間等)

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年とする。ただし、有効期間の満了する日の 30 日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに協定を 5 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 6 条 この協定の運用について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を所持する。

平成 9 年 12 月 18 日

甲	川越市元町 1 丁目 3 番地 1 川 越 市 川越市長 舟 橋 功 一
乙	東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号 朝日自動車株式会社 代表取締役社長 村 樫 健 夫

※ 同文で協定している締結業者

1	川越乗用自動車株式会社	平成9年12月18日
2	西武ハイヤー株式会社	平成9年12月18日
3	練馬タクシー株式会社	平成9年12月18日
4	富士見ハイヤー有限会社	平成9年12月18日
5	三共交通有限会社	平成9年12月18日
6	川越交通有限会社	平成9年12月18日
7	初雁交通株式会社	平成9年12月18日
8	東上ハイヤー株式会社	平成9年12月18日

【資料 1. 4 1】「災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定」

災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定書
(コカ・コーライーストジャパン株式会社)

川越市(以下「甲」という。)と三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)
とは、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合「以下「災害時等」という。」に
おける飲料水の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に川越市地域防災計画に基づく非常用物資確保の一環として、乙の積
極的な協力により、円滑に飲料水の確保を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水(次号に規定する無償提供に係るものを除く。以下同じ。)の優先的な安定供給
- (2) 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫品の無償提供
- (3) その他甲が協力を要請する事項

(協力の要請)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 必要とする飲料水の数量、納入日時及び納入場所
- (3) その他必要な事項

(協力)

第4条 乙は、甲から飲料水供給の協力要請を受けたときは、これに協力し、速やかに納入するも
のとする。

(代金の請求)

第5条 乙は、前条の規定により、甲に飲料水を納入したときは、甲及び乙が協議して定めた価格
により、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとし
る。

(地域貢献型自動販売機の設置協議)

第7条 甲は、乙から地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の設置について申し込み
を受けたときは、設置の可否に関し、速やかに協議に応じるものとする。

(地域貢献型自動販売機の設置費用)

第8条 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の設置に要する費用は、乙が負担する
ものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため必要な事項は、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定め
るものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 12 月 22 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川 越 市
川 越 市 長 舟 橋 功 一

乙 桶川市大字加納 1 8 0 番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 八 藤 南 洋

災害時等における飲料水の優先供給等に関する確認書

本協議書は、災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定書第9条の規定に基づき、川越市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、協定を実施するために必要な事項に関し、次のとおり確認する。

（協力を要請する事由）

第1条 甲が乙に飲料水優先供給を要請する事由は、甲の地域防災計画における災害対策本部の設置基準に基づき、次のとおりとする。

- (1) 甲の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 相当規模の地震災害が発生した場合
- (3) 東海地震の警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合
- (4) その他甲が必要と認めた場合

第2条 前条に規定するもののほか、風水害、異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害が発生した場合においても、甲が乙に飲料水優先供給を要請する事由とする。

平成17年7月1日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川 越 市
川 越 市 長 舟 橋 功 一

乙 桶川市大字加納180番池
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 平 野 博 史

【資料 1. 4 2】「災害時におけるバス利用に関する協定」

災害時におけるバス利用に関する協定書

（一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会）

川越市（以下「甲」という。）と（社）埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）とは、災害時における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、川越市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難者をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な気象、地象又は水象及び大規模な火事、爆発、事故等の原因により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第 3 条 甲は、災害時において、避難者を避難所に避難させること又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所へのバスの配車を要請するものとし、乙は、甲からその要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法等）

第 4 条 配車の要請は、原則としてバス配車要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はファックス等により要請出来るものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認するとともに、災害時に支障をきたさないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第 5 条 甲及び乙は、災害時におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

（経費の負担）

第 6 条 第 4 条の規定による要請により乙に発生する経費の甲における負担額は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求等）

第 7 条 乙は、災害が終息した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は、乙から請求があった日から 30 日以内に支払うのを原則とする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間の満了する日の 60 日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、さらにこの協定を 1 年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上

決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成21年 6月 8日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長 川 合 善 明

坂戸市小沼292番地1

乙（社）埼玉県バス協会西部地区部会

会 長 若 野 廣

災害に係る情報発信等に関する協定

(ヤフー株式会社)

川越市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、川越市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、川越市が川越市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ川越市の行政機能の低下を軽減させるため、川越市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) ヤフーが、川越市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、川越市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 川越市が、川越市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 川越市が、川越市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 川越市が、災害発生時の川越市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報ならびに川越市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 川越市が、川越市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、Yahoo! ブログ上の川越市の運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、川越市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 川越市およびヤフーは、第 1 項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、川越市およびヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

川越市による災害ブログの利用ならびに第2条に基づく川越市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、川越市から提供を受ける情報について、川越市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、川越市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、川越市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、川越市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012 年 8 月 1 日

川越市：埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市

川越市長 川 合 善 明

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

(生活協同組合コープみらい)

川越市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、川越市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第 2 条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(要請の方法)

第 3 条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(報告)

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が第 2 条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費等の価格)

第 6 条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における生協での販売価格又は経費を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第 7 条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に

支払うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第8条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（法令の遵守）

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 さいたま市南区根岸一丁目5番5号
生活協同組合コープみらい
代表理事
理 事 長 田 井 修 司

【資料 1. 4 5】「災害時における飲料水の提供に関する協定」

災害時における飲料水の提供に関する協定

(株式会社伊藤園)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第 1 条 甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

(要請)

第 2 条 甲は、前条第 1 項の要請を文書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

(報告)

第 3 条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出する。

(1) 提供した飲料の品目及び数量

(2) 提供した期間

(3) 提供した場所

(4) その他必要事項

(費用の負担)

第 4 条 飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(運搬)

第 5 条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置く。

(有効期間等)

第 7 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。

2 有効期間が満了する日の 30 日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を 1 年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第 8 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月28日

	川越市元町1丁目3番地3
甲	川越市
	川越市長 川合善明
	東京都渋谷区本町3丁目47番10号
乙	株式会社伊藤園
	総務部長 川本正人

【資料 1. 4 6】「災害時における葬祭協力等に関する協定」

災害時における葬祭協力等に関する協定

(埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会)

埼玉県川越市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震・風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること及び、その場合の手続きについて定めることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。但し、災害等の規模が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合、又は、乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

第 3 条 前条の規定による要請は要請書（様式 1）により行うものとする。但し、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡するものし、事後に甲は要請書（様式 1）を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する葬祭協力の内容
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他の要請を行うための事項

第 4 条 甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は、丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

(報告)

第 5 条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を記した報告書（様式 2）を甲に提出するものとする。但し、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

- (1) 葬祭用品の品目及び数量
- (2) 遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数、遺体の保全、処置の体数
- (3) 履行期間及び履行場所
- (4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿、または、丙の所属長の氏名及び従事者名簿
- (5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
- (6) その他の必要事項

(経費の負担)

第 6 条 葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第 7 条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第 8 条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、

乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第 9 条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害の発生直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の基準額及び市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙、丙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第 10 条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災危機管理課長、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第 12 条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

第 13 条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第 14 条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 2 箇月前までに、甲及び乙、丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第 16 条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を 3 通作成し、各々署名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 20 日

甲 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
埼玉県川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 埼玉県比企郡小川町大字増尾 5 3 2 番地 1 株花友内
埼玉葬祭業協同組合
理事長 福 島 勝 太 郎

丙 東京都港区港南 2 丁目 4 番地 1 2 号港南 Y K ビル 4 階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松 井 昭 憲

防災情報等の放送に関する協定

(株式会社ジェイコム埼玉・東日本)

川越市(以下「甲」という。) と、株式会社ジェイコム北関東(以下「乙」という。) は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。) の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、川越市の区域内で災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第 2 条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第 3 条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 依頼する放送の内容

(3) 希望する放送の日時

(4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙 1 のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第 1 号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第 4 条 乙は、第 2 条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第 5 条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第 2 条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第 6 条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第 7 条 本協定の有効期間は、締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 株式会社 JCN 関東と締結した「防災情報等の放送に関する協定書」（平成 25 年 8 月 26 日）は、その業務を株式会社ジェイコム北関東に移行したため、廃止する。

本協定書は、2 通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 14 日

甲 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市長 川合 善明

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-34-8
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 今井 達雄

災害時における生活物資等の供給に関する協定書

(株式会社セブン-イレブン・ジャパン)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する地震、風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合における、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給及び災害時の情報提供並びに乙及び乙のフランチャイズ加盟店（以下総称して「乙店舗」という。）の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生した場合に、速やかに物資の供給を実施し、市民生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

(1) 甲の区域内に災害が発生したとき。

(2) 甲の区域外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請された場合、又は甲が救援の必要があると認めた場合。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とする以下の物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料品

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(調達物資の数量)

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第7条 引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用)

第8条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、当該災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第9条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、必要に応じて乙店舗の来店者等に対し提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して、乙店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。なお、乙のフランチャイズ加盟店は、乙とは別途独立した経営主体であることを甲は十分に理解していることから、甲は、乙が乙のフランチャイズ加盟店に対して、営業の継続又は早期営業再開を強制できるものではないことを予め了承する。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を、本協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第12条 甲は、乙に対し物資の供給を要請した際、当該供給のために使用する車両及び乙店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 本協定は、本協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかから書面による別段の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(解除)

第15条 本協定を解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年3月25日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

【資料 1. 4 9】「災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定」

災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定書

(グランド産業株式会社)

川越市（以下「甲」という。）とグランド産業株式会社（以下「乙」という。）とは、川越市内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における仮設トイレ、仮設ハウス等（以下「仮設設備等」という。）の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て仮設設備等の優先供給を受けることにより、避難所用の仮設設備等の確保をはかることを目的とする。

(協力の内容)

第 2 条 乙は、甲から仮設設備等の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う仮設設備等の優先的な提供に関し、協力するものとする。

(要請手続)

第 3 条 甲は、この協定による要請を行うときは、口頭、電話又はファクス等により要請するものとする。

(仮設設備等の受領及び搬送方法)

第 4 条 仮設設備等の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。なお、搬送方法については、乙の所有する車両を基本とするものとする。

(費用負担)

第 5 条 第 2 条の規定により乙が供給した仮設設備等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 3 0 日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降はこの例によるものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるも

のとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

川越市鯨井新田 1 9 番地 1

乙 グランド産業株式会社

代表取締役 歌 崎 卓

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

(株式会社ゼンリン)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定 義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、川越市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、川越市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から

当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月11日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長 川 合 善 明

埼玉県さいたま大宮区土手町1丁目2番地

乙 株式会社ゼンリン

関東エリア統括部長 園 田 孝 司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した

本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- （1） アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- （2） ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- （3） 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- （4） 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- （5） 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- （6） 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- （7） 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ） 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ） 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ） 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ） 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ） 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- （8） 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

【資料 1. 5 1】 「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定

(株式会社マミーマート)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第 2 条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場の一部を甲に無償開放するものとする。開放期間については 30 日以内とし、期間を延長する場合は甲乙協議の上決定するものとする。

(支援要請)

第 3 条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(物資の種類)

第 4 条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

(物資の運搬、受渡し)

第 5 条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

- 2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成30年10月30日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川合 善明

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号

乙 株式会社マミーマート

代表取締役社長 岩崎 裕文

【資料 1. 5 2】「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社ヤオコー)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオコー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(物資の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

(物資の運搬、受渡し)

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定す

る者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（物資の価格・費用負担）

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（営業継続又は早期再開）

第7条 甲は、市民の生活安定を確保するために乙に対して営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成31年1月30日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
甲 川越市
川越市長 川合 善明

埼玉県川越市新宿町 1 丁目 10 番地 1

乙 株式会社ヤオコー

代表取締役社長 川野 澄人

災害時における食糧供給等の協力に関する協定書

(山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場)

川越市（以下、「甲」という。）と山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場（以下「乙」という。）とは、川越市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧供給等の協力に関する協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（食糧供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が食糧を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有する食糧の供給について、協力を要請することができる。

（食糧供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有食糧等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（食糧供給の要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請連絡先は、別紙のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来さないように常に点検、改善に努めるものとする。

（食糧の運搬）

第5条 食糧の運搬は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、乙は、災害時の特殊事情を考慮し、甲から依頼があったときは、運搬について最大限の協力をするものとする。

（食糧の引き渡し）

第6条 食糧の引渡し場所は、乙の製品出荷口として、乙は、当該場所において、前条に定める甲又は甲の指定する者（以下「運搬者等」という。）に引渡すものとする。

2 運搬者等は、乙の納品書等に基づき、数量等を確認のうえ引渡すものとし、乙から運搬者等への引渡しにより、乙から甲への引き渡し完了したものとする。

(費用)

第7条 第3条及び第5条の規定により、乙が供給した食糧の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前条に規定する費用は、乙が食糧の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成31年3月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成31年3月1日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
甲 川越市
市長 川合 善明

埼玉県所沢市坂之下85番地
乙 山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場
工場長 平井 泰博

【資料 1. 5 4】「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定」

災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定書

(モスト技研 (株))

川越市 (以下「甲」という。) とモスト技研株式会社 (以下「乙」という。) とは、災害時における避難所用仮設品の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に乙の積極的な協力を得て避難所用仮設品の優先提供を受けることにより、川越市地域防災計画に基づく避難所用設備の確保を図ることを目的とする。

(協定事項の発動)

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の内容)

第 3 条 乙は、甲から避難所用仮設品の優先提供の要請を受けたときは、乙の取り扱う避難所用仮設品 (段ボール製品) の優先的な提供に関し、協力するものとする。

(要請手続)

第 4 条 甲は、この協定による要請を行うときは、避難所用仮設品優先提供要請書 (別記様式) をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(避難所用仮設品の受領)

第 5 条 避難所用仮設品の受領場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、受領するものとする。

(費用負担)

第 6 条 第 3 条の規定により乙が供給した避難所用仮設品の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 7 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 30 日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更

の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項は別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月25日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1
甲 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

埼玉県川越市霞ヶ関北3丁目1番地20
乙 モスト技研株式会社
代表取締役 見 崎 秀 行

別紙

モスト技研株式会社は、「災害時における避難所用仮設品の優先提供に関する協定」に基づき、流通上にある段ボール資材を、災害対策用として一部を流通備蓄し、災害時において川越市から協定第4条の規定による要請があった場合に、必要とする段ボール製品を避難所用仮設品として、指定された場所へ納品するものである。

災害対応のため、市からの要請により制作し納品された製品については、協定第6条により費用負担が発生する。

ただし、流通備蓄上にある段ボール資材については、川越市に費用は発生しないものとする。

○避難所用仮設品の優先提供に関する協定に基づき対応できる製品一覧

製品名（仕様等）	（mm）
・下駄箱（強化段ボール）	W1100×D350×H900
・パーテーション 中柱	W500×D500×H1000
シート	W1800×H1200
・収納棚	W600×D280×H740
・トイレ	W500×D450×H830（椅子兼用式）
・床式ベッド	W900×D700×H60（折畳み式）
・一般ベッド	W2000×D1000×H270

令和元年12月25日

住所 埼玉県日高市大字旭ヶ丘595番地1

氏名 モスト技研株式会社埼玉本社工場

代表取締役 見 崎 秀 行

【資料 1. 5 5】「災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定」

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

(株式会社デベロップ)

川越市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)とは、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理

費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月18日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

千葉県市川市市川1丁目4番10号市川ビル8階

乙 株式会社デベロップ

代表取締役 岡 村 健 史

【資料 1. 5 6】 「災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定」

災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定書

(ネッツトヨタ東埼玉株式会社)

川越市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ東埼玉株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における車両の貸出及び給電等（以下「給電業務等」という。）並びに被災者の救済活動に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が提供する車両での給電業務等、並びに乙の店舗における被災者の救済活動に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

(対象となる災害時)

第2条 本協定の対象となる災害は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合。
- (2) その他必要により甲が要請した場合。

(協力内容)

第3条 甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し災害時の状況を見極め、可能な限り優先的に協力するものとする。

- (1) 災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。
- (2) 市内の乙の店舗及び敷地を次の用途で提供すること。
 - ア 災害時に乙が提供する車両等の給電場所として。
 - イ 災害時に地域住民の一時避難場所として。
 - ウ 災害時に物資輸送のための中継場所等として。
 - エ 災害備蓄物資保管場所として。
- (3) 乙の店舗において保有する災害備蓄物資、飲料水及びトイレ等の無償提供に関すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報の提供に関すること。
- (5) その他甲が必要と認めるもの。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができ

るものとする。

(協力要請の方法)

第4条 甲は、給電業務等の要請を、給電業務等協力要請書（様式1）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して給電業務等及び被災者救済活動を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の要請に基づき給電業務等を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに給電業務等協力実績報告書（様式2）を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の要請に基づく給電業務等に要した経費については、甲が負担するものとする。

(経費の支払)

第8条 給電業務等に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、甲の規定に基づき、その内容を精査し支払うものとする。

(第三者に対する責任等)

第9条 乙は、第4条の要請に基づく業務の遂行に関し、乙の責任に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(情報の提供)

第11条 乙は、第3条に規定する業務のほか、通常業務中に覚知した災害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(訓練)

第12条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第 13 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(秘密の保持)

第 14 条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 19 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1
甲 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

川口市芝 1 丁目 38 番 1 号
乙 ネットヨタ東埼玉株式会社
代表取締役 飯 塚 素 久

災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定実施細則

川越市（以下「甲」という。）とネットヨタ東埼玉株式会社（以下「乙」という。）とは、令和２年８月１９日付けで締結した災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定書（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（第３条関係）

「災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。」に関する事項

- （１） 乙の店舗に配置している給電可能な車両を、必要に応じて甲に貸し出すこと。
- （２） 車両の貸し出し時に搭載の燃料は乙が無償提供する。甲が借り受けた以降は甲が負担する。
- （３） 甲が借り受けした車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険で対応できるものを除き、その他一切の責任は甲が負うものとする。
- （４） 車両の回送は、原則、車両を借り受けるとき又は避難所に配備するときは甲が、店舗間については乙が行う。
- （５） 給電に必要な電源コード六個口×２本とコードリール２台は乙が無償提供する。
- （６） 給電要領、車両の取り扱いについては、乙が取り扱い説明書等を用意する。また、必要に応じて乙の技術職員が指導する。

２ 「災害時に乙が提供する車両等の給電場所として。」に関する事項

災害時、乙の店舗における給電設備を可能な限り優先的に提供すること。

３ 「災害時に地域住民の一時避難場所として。」に関する事項

- （１） 災害時、乙の市内の店舗及び敷地を、当該災害における安全が確保できるまで地域住民に一時提供すること。
- （２） 一時避難場所は、市内の店舗のショールーム、２階会議室及び駐車場とすること。

４ 「災害時に物資輸送のための中継場所等として。」に関する事項

災害時、乙の店舗及び敷地を支援物資等の中継保管場所として提供すること。

５ 「災害備蓄物資保管場所として。」に関する事項

甲は、平時より乙の市内の店舗に備蓄食料、飲料水、資機材等を乙の指定する場所に備蓄することができる。

（第４条関係）

協力要請の方法に関する事項

甲は、協力要請を乙に行うものとする。ただし乙に連絡がつかない場合は、乙の店舗に直接連絡するものとする。なお、甲が乙の店舗に直接車両の貸し出し及び給電の要請を行う場合、「甲の職員であること」及び「協定に基づく要請であること」を明確に伝えるものとする。

本社・店舗名	〒	所在地	電話	FAX
本社	3 3 3－0 8 6 6	川口市芝 1-38-1	048-268-1414	048-261-1314
マイネッツ川越	3 5 0－0 0 3 2	川越市大仙波 951-1	049-228-1166	049-228-1167

令和 2 年 8 月 1 9 現在

（第 7 条関係）

経費の負担に関する事項

甲が乙に支払う経費は、甲の要請に基づき給電業務等を甲が指定する場所に到着したときから、当該出勤において最終の業務を完了したときまでを対象とする。

（第 8 条関係）

経費の支払いに関する事項

乙は、協定第 8 条関係に規定する経費について、給電業務等協力実績報告書（様式 2）を基に集計し、積算根拠を示す実績一覧等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

この細則の成立を証するため、本書 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 1 9 日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1
 甲 川 越 市
 川越市長 川 合 善 明

川口市芝 1 丁目 3 8 番 1 号
 乙 ネットヨタ東埼玉株式会社
 代表取締役 飯 塚 素 久

【資料 1. 5 7】「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」

災害時における物資の調達支援協力に関する協定書

(株式会社 O S G コーポレーション)

川越市（以下「甲」という）と株式会社 O S G コーポレーション（以下「乙」という）とは、甲の区域内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は災害時において、甲が乙の協力を得て、飲料水及び除菌水等の乙の物資を迅速かつ円滑に避難所及び被災者等へ供給できるようにすることを目的とする。

(協力の要請及び手続)

第 2 条 甲は災害時において乙の物資調達が必要となった場合、次の各号に掲げる事項を明示した書面（様式 1）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電気通信等の連絡手段をもって要請を行い、事後速やかに書面を乙に提出する。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する物資（品目）とその数量
- (3) 物資等の搬入日・搬入場所
- (4) 前号の搬入場所までの道路状況
- (5) その他必要な事項

(協力の実施)

第 3 条 乙は、要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲で協力する。ただし、乙に対し国からの支援要請があった場合は、国の要請を優先するものとする。また、被災地域が広域にわたり、乙が、当該被災地域の都道府県と同様の協定を締結している場合は、被害状況等に鑑み、乙がそれぞれの供給量を決定するものとする。

2 乙は、甲からの前条の要請があったときは、遅滞なく要請受諾の可否及びその協力内容について甲に対し通知するものとする。

(協力の範囲)

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資等は、要請時点で乙が保有又は製造が可能な以下に定めるものとする。ただし、乙は災害発生時の在庫等により、他の品目をもって代替することができる。

（供給物資等の輸送）

第5条 供給物資等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。甲は乙に対して、輸送ルート of 被災状況に係る情報提供、供給物資等を輸送する車両の緊急又は優先車両の指定及び燃料の確保等の支援を、可能な範囲で行うものとする。ただし、乙が当該輸送を行うことができない場合は、甲の指定する者がこれを行うものとする。

（物資の引き渡し）

第6条 甲は、搬入場所を指定し、搬入場所に原則として甲の職員又は甲の指定する者を派遣して供給物資等の引渡しを確認の上、これを受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は物資の引渡し後速やかに、次の各号に掲げる事項について書面（様式2）をもって甲に報告するものとする。

- （1）供給した物資等の品目及び数量
- （2）搬入日・搬入場所
- （3）輸送方法
- （4）その他必要な情報

（経費の負担）

第8条 前条により乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬の費用は、有償とし、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用について、本協定では、別紙「災害協定供給商品について」に定めたとおりとする。

（損失賠償）

第9条 本協定に基づき損害が生じた時は、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（不可抗力免責）

第10条 乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本協定の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、責任を負わない。

2 乙は、前項に定める事由が生じ、物資の輸送等供給が困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、本物資の供給の全部または一部を取り止めることができる。

（連絡責任者）

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

(情報交換)

第12条 本協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換する。

(本協定の解除)

第13条 甲及び乙は、本協定の有効期限の1ヶ月前までに書面により甲に通知した上で、本協定を解除する事ができる。ただし、この場合、甲乙いずれかに対し、損害賠償等一切の請求をしないものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第15条 本協定について疑義が生じた時、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本協定の有効期限は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも異議のない時は、期間満了の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後の期間満了のときも同様とする。

本協定の締結を証する為、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年9月14日

甲

川越市元町1丁目3番地1

川越市

川越市長 川 合 善 明

乙

大阪市北区天満1丁目26番3号

株式会社OSGコーポレーション

代表取締役社長 溝 端 雅 敏

令和2年9月14日

災害協定供給商品について

供給先	川越市
供給者	(株)OSG コーポレーション
供給商品	(飲料水) ウォーターサーバーとウォーターボトル (衛生) 弱酸性除菌水
供給場所	指定避難所63ヶ所
供給内訳	避難所1か所当たり ・サーバー1台 ボトル(12L)10本 ・除菌水(20L)3本
費用内訳	(飲料水) a サーバー63台【1台2万円】+ b ボトル630本【1本700円】 (衛生) c 弱酸性除菌水(20L)189ケース【1ケース7,500円】
費用総額	a+bの場合1,701,000円(税別) a+b+cの場合3,118,500円(税別)

但し、災害の状況により、さらに物資が必要となったときは、甲乙で協議し決定する。

以上

【資料 1. 5 8】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

(学校法人城北埼玉学園)

川越市（以下「甲」という。）と学校法人城北埼玉学園（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、甲が乙の管理する施設を避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設等)

第 2 条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	城北埼玉中学・高等学校内 体育館及び武道館
所在地	埼玉県川越市古市場 5 8 5 番地 1
利用範囲	体育館 2 階全フロア 3 2 1 . 4 2 m ² 武道館 2 階全フロア 2 8 0 . 9 5 m ²

(施設の変更等の報告)

第 3 条 乙は、本件施設の増改築等により、前条に規定する利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとする。

(鍵の借用)

第 4 条 甲は、水害時に本件施設を避難場所として利用するため、別紙 1 に規定する鍵を乙から借用し、適正に保管するものとする。

2 甲は、前項に規定する鍵の保管責任者を定めた上で、書面で乙に報告するものとし、これを変更をした場合も同様とする。

(利用の協力要請)

第 5 条 甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

- 2 前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。
- 3 乙は、第1項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるものとする。

（利用期間）

- 第6条** 本件施設の利用期間は、前条第1項に規定する要請があったときから3日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。
- 2 甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

（利用の終了）

- 第7条** 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

（費用負担）

- 第8条** 本件施設の使用料は、無償とする。
- 2 本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

- 第9条** 甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（連絡窓口）

- 第10条** 甲及び乙は、水害時に支障が生じないよう、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

- 第11条** 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

- 第12条** この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 埼玉県川越市古市場585番地1
学校法人城北埼玉学園
理事長 近 藤 文 彦

【資料 1. 5 9】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

(医療法人聖心会)

川越市（以下「甲」という。）と医療法人聖心会（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が管理する南古谷病院を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、甲が乙の管理する施設を避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設等)

第2条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	南古谷病院
所在地	埼玉県川越市久下戸 1 1 0 番地
利用範囲	4 階のうち別紙に規定する範囲

(施設の変更等の報告)

第3条 乙は、本件施設の増改築等により、前条に規定する利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとする。

(利用の協力要請)

第4条 甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

3 乙は、第1項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるものとする。

(利用期間)

第5条 本件施設の利用期間は、前条第1項に規定する要請があったときから3日以内とする。

ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

2 甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

(利用の終了)

第6条 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

(費用負担)

第7条 本件施設の使用料は、無償とする。

2 本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、水害時に支障が生じないように、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 埼玉県川越市久下戸 1 1 0 番地
医療法人聖心会
理事長 曾 山 鋼 一

【資料 1. 6 0】「水害時における施設の利用に関する協定」

水害時における施設の利用に関する協定書

(株式会社ピーアンドディコンサルティング及び株式会社ユニクス)

川越市（以下「甲」という。）、株式会社ピーアンドディコンサルティング（以下「乙」という。）及び株式会社ユニクス（以下「丙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、丙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、丙が管理する施設を甲が避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設等)

第 2 条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設（以下「本件施設」という。）及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	ユニクス南古谷内 ヤオコー棟屋上駐車場及びセキチュー棟屋上駐車場
所在地	埼玉県川越市泉町 3 番地 1
利用範囲	別紙に規定する範囲

(施設の変更等の報告)

第 3 条 丙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

(利用の協力要請)

第 4 条 甲は、水害時において地域住民等を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、丙に対し、本件施設の避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、書面の送付（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

3 丙は、第 1 項に定める要請があった場合、甲が本件施設を避難場所として利用することを認めるとともに、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

(利用期間)

第5条 本件施設の利用期間は、前条第1項に規定する要請があったときから3日以内とする。

ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について丙と協議できるものとする。

2 甲は、丙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮し、利用期間内に本件施設に避難した者を避難所等へ誘導する等の対策を講ずるものとする。

(利用の終了)

第6条 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により丙に通知するとともに、避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引渡すものとする。

(費用負担)

第7条 本件施設の使用料は、無償とする。

2 本件施設を避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 甲が自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙及び丙は避難場所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

2 甲は、避難場所においてトラブル等が発生した場合、必要に応じて避難場所に人員を配置するものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲、乙及び丙は、水害時に支障が生じないように、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙の間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年11月9日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川 合 善 明

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表取締役 溝 口 隆 朗

丙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ユニクス
代表取締役 村 木 正 之

【資料 1. 6 1】「災害時における物資提供等の協力に関する協定」

災害時における物資提供等の協力に関する協定

(ムサシ王子コンテナ株式会社)

川越市（以下「甲」という。）とムサシ王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内災害時の物資提供等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し物資提供の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の品目)

第3条 この協定により、甲が乙に対し提供を要請する物資は、次に掲げるものの内、乙が保有又は調達できるものとする。

(1) 段ボールベッド及びらくだん※連続段ボールシートもしくは同等品

(2) その他乙が取扱う製品

(提供の実施等)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、協力要請時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 費用の支払い方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3ヶ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

2 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

3 乙は、この協定に基づく目的を達成することができない状況となったときは、甲に協定解除の申出をし、甲の承諾を得ることとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

(甲) 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市

川越市長 川合 善明

(乙) 埼玉県入間市狭山ヶ原11番地7

ムサシ王子コンテナ株式会社

代表取締役社長 横溝 誠司

災害時等における物資供給に関する協定書

(株式会社出羽紙器製作所)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社 出羽紙器製作所（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害時、及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 1 号から第 4 号に定める事態の発生時、又は災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し、「災害時等における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

(要請)

第 1 条 甲は、川越市域内における災害時等において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙 1「災害時等物資供給要請書」により行うものとする。ただし、災害及び事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに別紙 1「災害時等物資供給要請書」を乙に提出するものとする。

(協力)

第 2 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

(物資の範囲及び報告)

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は、甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について、別紙 2「災害時等物資供給報告書」により甲に報告するものとし、当該報告をもとに甲乙協議の上で物資の供給に係る内容を決定するものとする。

(1) 段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り等）

(2) その他甲が指定するもので、乙が供給可能な物。

(物資の引渡し)

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲の指定する者が、乙が指定する場所で物資を引き取り、当該運搬を行うものとする。

2 甲又は甲が指定する者は、前項の引渡場所（前項ただし書の場合においては乙が指定する場所）において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に対して受領書を交付するものとする。

(車両の通行)

第 5 条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資等の費用)

第 6 条 甲は、物資を引き取った後、乙からの請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害時等の直前における適正な価格とする。

3 第4条第1項の物資の運搬について、乙等において引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(協議)

第7条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも何らの意思表示もないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする

(その他の支援)

第9条 第1条第1項の定めにかかわらず、甲は、甲と災害時相互応援協定を締結している地方公共団体（以下総称して「丙」という。）における災害時等において、丙が物資を調達する必要があると甲が認めるときについても、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとし、当該物資の供給についても、本協定の各規定が適用されるものとする。なお、乙が承諾したときは、甲は、当該物資の供給に係る第6条に定める代金および費用を、丙をして乙に支払わせることができるものとする。

(解約)

第10条 本協定は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年2月19日

埼玉県川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川合 善明

東京都板橋区上板橋2丁目38番11号

タカマンビル3F

乙 株式会社 出羽紙器製作所

代表取締役社長 小林 正臣

【資料 1. 6 3】「災害時における車両貸出及び給電等に関する協定」

災害時における車両貸出及び給電等に関する協定書

(アースシグナル株式会社)

川越市（以下「甲」という。）とアースシグナル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における車両の貸出及び給電等（以下「給電業務等」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲の区域内において大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が提供する車両での給電業務等に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

(対象となる災害時)

第 2 条 本協定の対象となる災害は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合。
- (2) その他必要により甲が要請した場合。

(協力内容)

第 3 条 甲は乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し災害時の状況を見極め、可能な限り優先的に協力するものとする。

- (1) 災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。
 - (2) 災害時に乙が提供する車両の給電場所として乙の敷地を提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

(協力要請の方法)

第 4 条 甲は、給電業務等の要請を、給電業務等協力要請書（様式 1 号）で行うものとする。ただし緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(協力の実施)

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して給電業務等及び被災者救済活動を実施するものとする。

(実施報告)

第 6 条 乙は、第 4 条の要請に基づき給電業務等を実施したときは、口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後速やかに給電業務等協力実績報告書（様式 2 号）を提出するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条の要請に基づく給電業務等に要した経費については、甲が負担するものとする。

(経費の支払)

第8条 給電業務等に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、甲の規定に基づき、その内容を精査し支払うものとする。

(第三者に対する責任等)

第9条 乙は、第4条の要請に基づく業務の遂行に関し、乙の責任に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を定め、協定締結後速やかに当該連絡責任者の氏名、連絡先等を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(情報の提供)

第11条 乙は、第3条に規定する業務のほか、通常業務中に覚知した災害情報等を積極的に甲に提供するものとする。

(訓練)

第12条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月12日

川越市元町1丁目3番地1
甲 川 越 市
川越市長 川 合 善 明

川越市連雀町 6 番地 2
乙 アースシグナル株式会社
代表取締役 笠 原 喜 雄

災害時における車両貸出及び給電等に関する協定実施細則

川越市（以下「甲」という。）とアースシグナル株式会社（以下「乙」という。）とは、令和３年４月１２日付けで締結した災害時における車両貸出及び給電等に関する協定書（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。

（第３条関係）

「災害時に給電業務等のため乙の車両を甲に貸し出すこと。」に関する事項

- （１） 乙の本社・事務所に配置している給電可能な車両を、必要に応じて甲に貸し出すこと。
- （２） 車両の貸し出し時に搭載の燃料は乙が無償提供する。甲が借り受けた以降は甲が負担する。
- （３） 甲が借り受けした車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険で対応できるものを除き、その他一切の責任は甲が負うものとする。
- （４） 車両の回送は、原則、車両を借り受けるとき又は避難所に配備するときは甲が、本社・事務所については乙が行う。

（第４条関係）

協力要請の方法に関する事項

甲は、協力要請を乙に行うものとする。ただし乙に連絡がつかない場合は、乙の事務所に直接連絡するものとする。なお、甲が乙の事務所に直接車両の貸し出し及び給電の要請を行う場合、「甲の職員であること」及び「協定に基づく要請であること」を明確に伝えるものとする。

本社・事務所名	〒	所在地	電話	FAX
本社	３５０－００６６	川越市連雀町６番地２	049-298-7076	049-298-7086
小ヶ谷事務所	３５０－１１０４	川越市大字小ヶ谷 ７８１番地	049-299-7295	049-299-7296

令３年４月１２日現在

（第７条関係）

経費の負担に関する事項

甲が乙に支払う経費は、甲の要請に基づき給電業務等を甲が指定する場所に到着したときから、当該出動において最終の業務を完了したときまでを対象とする。

（第８条関係）

経費の支払いに関する事項

乙は、協定第８条関係に規定する経費について、給電業務等協力実績報告書（様式２号）を基に集計し、積算根拠を示す実績一覧等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

この細則の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年４月１２日

川越市元町 1 丁目 3 番地 1

甲 川 越 市

川越市長 川 合 善 明

川越市連雀町 6 番地 2

乙 アースシグナル株式会社

代表取締役 笠 原 喜 雄

災害時緊急放送に関する協定書

(株式会社小江戸 FM)

川越市(以下「甲」という)と株式会社小江戸 FM(以下「乙」という)は、災害時における緊急放送に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、川越市内に災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、ラジオ放送を使用し、速やかに防災情報を提供することにより、川越市における被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定書における「災害」とは、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(緊急放送の要請)

第 3 条 前項に定める災害が発生した場合または発生するおそれのある場合において、甲は、要請する必要があると認めたときは、乙に対し、緊急放送を要請する。

(運用)

第 4 条 緊急放送の運用にあたっては、次の通りとする。

- (1) 甲は、乙の放送局に対して電話等により緊急放送を依頼し、ファクシミリ等により緊急放送要請書(様式第 1 号)を送付する。
 - (2) 乙は、緊急放送要請書を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返し放送を行う。
- 2 運用を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

(費用の負担)

第 5 条 緊急放送に要する費用は、乙が負担するものとする。ただし、災害等による被害が甚大であり、緊急放送の期間が長期にわたる場合には、甲乙協議するものとする。

(協定期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも協定の解除または変更の申し出が無い限り継続するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙双方が、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 5 月 1 7 日

甲 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 埼玉県川越市脇田町 17 番地 1JOY09 ビル A 館 6 階
株式会社小江戸 FM
代表取締役 間中 繁孝

風水害時における車両避難場所としての駐車場利用確認書

(イオンタウン株式会社)

川越市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社が経営するイオンタウンふじみ野（以下「乙」という。）とは、次のとおり風水害時における車両避難場所としての駐車場利用に関する確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本確認書は、風水害が発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が、川越市民のうち車両避難場所として乙の所有又は管理する駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対して、乙の協力を得て迅速かつ円滑に駐車場への車両避難を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第 2 条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が風水害により住家の浸水や自動車の水没などの大きな被害を受けると判断し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援協力の内容）

第 3 条 乙は、災害時等において次の事項について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- （１）乙の所有又は管理する駐車場を車両の避難場所として利用者に提供すること。
- （２）乙の施設において、利用者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （３）乙の施設において、利用者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- ２．乙は、車両の避難場所に利用者が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。なお、車両の避難場所の開放期間は、乙の営業に支障のない期間とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- ３．なお、甲は避難が想定される利用者の情報（対象地区、避難想定車両台数等）を予め乙へ伝えると同時に、利用者に対しても乙の駐車場の利用可能台数を超える場合等は受入れできない可能性がある旨を伝えたいと承をいただくものとする。

（費用負担）

第 4 条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。また、費用は災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。

（連絡先等確認）

第 5 条 避難の支援協力を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（防災訓練等）

第6条 乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲内で参加し、協力するものとする。

（有効期間）

第7条 本確認書の有効期間は令和3年7月1日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本確認書は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 本確認書に定めのない事項又は本確認書の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙が協議の上で決定するものとする。

以上、本確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和3年6月23日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタウン株式会社
関東事業部長 富澤 照彦

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

(学校法人東洋大学)

川越市（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）は、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設等)

第 2 条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設(以下「本件施設」という。)及びその利用範囲は、次のとおりとする。

施設名称	東洋大学川越キャンパスHグラウンド駐車場
所在地	川越市大字鯨井 2 1 0 0 番地
利用範囲	別紙に規定する範囲

(施設の変更等の報告)

第 3 条 乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

(事前周知)

第 4 条 甲は、本件施設の利用予定者に対して、乙の駐車場の利用可能台数を超える場合等は、受け入れできない可能性がある旨を事前に周知するものとする。

(利用の協力要請)

第 5 条 甲は、水害時において地域住民等の車両を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の車両避難場所としての利用について、協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、書面（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

3 乙は、第 1 項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を車両避難場所として利用することを認めるものとする。

(利用期間)

第 6 条 本件施設の利用期間は、前条第 1 項に規定する要請があったときから 3 日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

2 甲は、乙が早期に通常どおりの事業を再開できるよう配慮するものとする。

（利用の終了）

第7条 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭又は書面の送付により乙に通知するとともに、車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を甲の負担により原状に復し、乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用負担）

第8条 本件施設の使用料は、無償とする。

2 本件施設を車両避難場所として利用することにより生じる運営経費は、甲が負担するものとする。

（運営管理に関する責任）

第9条 甲が自己の責任で車両避難場所を運営管理するものとし、乙は車両避難場所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、水害時に支障が生じないように、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（秘密の保持）

第11条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月18日

甲 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 東京都文京区白山5丁目28番20号
学校法人東洋大学
理事長 安齋 隆

【資料 1. 6 7】「災害時における物資の供給等に関する協定」

災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社ふくしま)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ふくしま（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第 2 条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

(支援要請)

第 3 条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書（様式第 1 号）を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(物資の種類)

第 4 条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 市が実施する炊き出し用食材
- (3) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

(物資の運搬、受渡し)

第 5 条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第 6 条 前条 2 項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（営業継続又は早期再開）

第7条 甲は、市民の生活安定を確保するために乙に対して営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和3年10月25日

川越市元町1丁目3番地1
甲 川越市
川越市長 川合 善明

川越市旭町2丁目21番地26
乙 株式会社 ふくしま
代表取締役社長 福島 毅春

災害時応援協定書

(株式会社原一)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社原一（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時応援協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が甲に協力して市民生活の安定を図るため必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、川越市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に協力を要請することができる。

(要請手続)

第 3 条 甲は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、災害時応援協定に関する要請書（様式第 1 号）をもって行う。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

(協力事項)

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1) 被災状況の情報収集、情報提供
- (2) ドローンによる被災状況調査
- (3) 車両の提供
- (4) 社屋及び会社敷地の一時避難場所としての提供
- (5) 物資の輸送
- (6) 無線機の提供

(費用の負担)

第 5 条 甲は、第 2 条の規定により、乙が第 4 条に掲げる事項について協力する場合の人件費は負担しない。

ただし、人件費を除く費用については、甲が負担するものとする。

(情報共有)

第 6 条 甲及び乙は、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

(連絡責任者等の報告)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月22日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長 川合 善明

川越市大字上寺山2番地1

乙 株式会社 原一

代表取締役社長 大原 晶子

【資料 1. 6 9】「災害時における資機材の優先提供に関する協定」

災害時における資機材の優先提供に関する協定書

(株式会社ワンウェイ)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社ワンウェイ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な資機材の優先提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、川越市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の保有する資機材の提供に関する乙の甲への協力について、必要な事項を定め、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

(要 請)

第 2 条 甲は乙に対し、資機材の優先提供の協力要請をすることができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

2 前項における資機材の提供要請は、協力要請書（別紙（第 2 条関係））をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

(協力事項)

第 3 条 乙は、第 2 条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる資機材の優先提供について、協力するものとする。

- (1) 発電機
- (2) 仮設トイレ
- (3) テント
- (4) 間仕切りパネル
- (5) アルコール消毒スタンド
- (6) ストープ
- (7) その他甲が指定するものであって、乙が提供可能な物

(資機材の運搬、引渡し)

第 4 条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 前項の資機材の引渡しは、前条に定める協力要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、数量等の確認及び受領をもって引渡しの完了とする。

(費用負担)

第 5 条 資機材の提供に係る賃貸借料及び運搬に係る費用等について、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の共有等)

第6条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定の実施について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定は、令和4年3月28日から令和5年3月27日までの1年間とする。ただし、協定期間の満了する30日前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定の変更の申出がない場合は、更に協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月28日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長 川合 善明

川越市大字小ケ谷 873 番地 1

乙 株式会社ワンウェイ

代表取締役 磯山 輝男

水害時における車両避難場所としての施設利用に関する協定書

(株式会社丸広百貨店)

川越市（以下「甲」という。）と株式会社丸広百貨店（以下「乙」という。）とは、川越市内で水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「水害時」という。）において、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、水害時において地域住民その他水害による危難を避けるため避難場所を必要とする者（以下「地域住民等」という。）の避難の円滑化を図るため、乙が所有し、管理する施設を甲が車両避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用施設等)

第 2 条 甲がこの協定に基づき利用することのできる施設(以下「本件施設」という。)及びその利用範囲は、次のとおりとする。ただし、甲は乙が小売業を営んでいることを考慮し、乙の来店顧客の駐車場の利用を妨げてはならないものとし、空いている車室に限り本件施設を利用することができるものとする。

施設名称	株式会社丸広百貨店川越店東口第 1 駐車場
所在地	川越市通町 2 3 番地 1 他
利用範囲	別紙に規定する範囲

(施設の変更等の報告)

第 3 条 乙は、本件施設の増改築及び補修等により、前条の利用範囲に変更が生じるとき又は本件施設の利用が不可能になる事情が生じるときは、甲に報告するものとし、甲は報告された内容について了承するものとする。

(利用の協力要請)

第 4 条 甲は、水害時において地域住民等の車両を本件施設に避難させる必要があると認めた場合、乙に対し、本件施設の車両避難場所としての利用について、協力を要請することができる。ただし、協力要請は原則として気象警報が発令された時又は台風等で大雨が予測された場合に行うものとする。

2 前項に規定する要請は、書面様式 1（電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合を含む。以下同じ。）の送付をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行い、事後速やかに書面の送付を行うものとする。

3 乙は、第 1 項に規定する要請があった場合、甲が本件施設を第 2 条但し書きの範囲で車両避難場所として利用することを認めるものとする。

(利用期間)

第 5 条 本件施設の利用期間は、前条第 1 項に規定する要請があったときから 3 日以内とする。ただし、甲は、川越市内の被害状況等によりやむを得ない事情がある場合、利用期間の延長について乙と協議できるものとする。

(利用の終了)

第6条 甲は、本件施設の利用を終了するときは、口頭により乙に通知する。車両避難場所として利用した部分に係る本件施設を乙の確認を受けた後、引渡すものとする。

(費用負担)

第7条 本件施設の使用料は、無償とする。

(運営管理に関する責任)

第8条 甲は自己の責任で避難場所を運営管理するものとし、乙は車両避難場所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、水害時に支障が生じないように、この協定の履行に関する連絡窓口を定めて相手方に通知するものとし、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の秘密事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、この協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月15日

甲 川越市元町1丁目3番地1
川越市
川越市長 川合 善明

乙 川越市新富町2丁目6番地1
株式会社丸広百貨店
代表取締役社長 神谷 勉

災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定

(川越第一ホテル)

川越市（以下「甲」という。）と川越第一ホテル（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- (2) 一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (3) 施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

(一時滞在施設の提供)

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

(開設の要請)

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

(帰宅困難者の受入)

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 受入期間は、原則 3 日以内とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月1日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

川越市菅原町7-34

乙 川越第一ホテル

代表取締役 伊 藤 幾 造

災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定

(川越プリンスホテル)

川越市（以下「甲」という。）と川越プリンスホテル（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- (2) 一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (3) 施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

(一時滞在施設の提供)

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

(開設の要請)

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

(帰宅困難者の受入)

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 受入期間は、原則 3 日以内とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

- 2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月1日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

川越市新富町1丁目22番

乙 川越プリンスホテル

総支配人 奥 村 剛

災害時における帰宅困難者の受け入れ等に関する協定

(川越温泉湯遊ランド・ホテル三光)

川越市（以下「甲」という。）と川越温泉湯遊ランド・ホテル三光（以下「乙」という。）とは、乙の管理する施設への一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は災害等の発生時に、甲の市域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者とは、災害等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- (2) 一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (3) 施設管理者とは、一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

(一時滞在施設の提供)

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、一時滞在施設として提供することに合意する。

(開設の要請)

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

(帰宅困難者の受入)

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 受入期間は、原則 3 日以内とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部または一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙が提供可能な飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- (3) トイレやゴミの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者受入等に関して協力できる事項。

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難だと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設としての安全管理を実施した結果、一時滞在施設としての安全を管理できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月1日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川 合 善 明

川越市新富町1-9-1

乙 川越温泉湯遊ランド・ホテル三光

三光物産株式会社

代表取締役 木 所 裕 幸

【資料 1. 7 2】「帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定」

帰宅困難者一時滞在施設の設置に関する協定

(ウェスタ川越)

川越市（以下「甲」という。）、埼玉県（以下「乙」という。）及び指定管理者 N e C S T（以下「丙」という。）は、災害等により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、帰宅が困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が発生した場合において、帰宅困難者が混乱し円滑な応急救護活動を阻害しないように、また、帰宅困難者自身の安全を確保するため、ウェスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用することについて、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲がウェスタ川越の公共施設部分を帰宅困難者一時滞在施設として利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請等)

第 2 条 甲は、帰宅困難者一時滞在施設を設置する必要がある場合、施設の設置・運営への協力及び丙が管理する施設の一部を利用することについて、丙に要請するものとする。

(施設の利用)

第 3 条 丙は、前条に基づく要請があったときは、乙と協議し、帰宅困難者一時滞在施設として利用可能な部分について、甲に回答するものとする。

(開設期間)

第 4 条 帰宅困難者一時滞在施設の開設期間は、甲が丙に利用を要請した時点から最大で 3 日以内とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲は丙に延長を要請することができる。

2 甲は帰宅困難者一時滞在施設の開設による丙が管理する施設への影響を最小限にするよう配慮するとともに、当該帰宅困難者一時滞在施設の早期閉鎖に努めるものとする。

(協力体制)

第 5 条 帰宅困難者一時滞在施設の運営は甲が責任を負い、甲、乙及び丙の協力により実施する。

(費用負担)

第 6 条 帰宅困難者の支援に要する費用については、原則として甲が負担するものとする。ただし、その他必要に応じ甲、乙及び丙で協議の上、対応するものとする。

(原状回復)

第7条 帰宅困難者一時滞在施設の利用後は、甲が原状回復するものとする。

(情報共有)

第8条 甲、乙及び丙は協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し、必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(施行日)

第10条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名、押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成28年 6月 1日

埼玉県川越市元町一丁目3番地1

甲 川越市

川越市長 川合 善明

埼玉県さいたま市

浦和区高砂三丁目15番1号

乙 埼玉県

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県さいたま市

浦和区仲町一丁目12番1号

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設

丙 川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設

指定管理者 NeCST

代表者 日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片山 安茂

【資料 1. 7 3】「福祉避難所協定締結施設一覧」

福祉避難所協定締結施設一覧

令和 5 年 7 月 1 日現在

No.	施設区分	設置主体	施設名	所在地
1	特別支援学校	埼玉県	埼玉県立特別支援学校 埴保己一学園	川越市笠幡 85-1
2	特別支援学校	埼玉県	埼玉県立 川越特別支援学校	川越市古谷上 2690-1
3	養護老人ホーム	川越市	やまぶき荘	川越市笠幡 3590-2
4	介護老人福祉施設	社会福祉法人真寿会	真寿園	川越市安比奈新田 292-1
5	特別養護老人ホーム	社会福祉法人誠仁会	陽光園	川越市砂新田 454
6	特別養護老人ホーム	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	川越キングス・ガーデン	川越市下小坂 1130
7	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	すみれの里・川越	川越市古谷本郷 1487-1
8	特別養護老人ホーム	社会福祉法人誠豊会	ぼぶらの樹	川越市牛子 708-1
9	特別養護老人ホーム	社会福祉法人健友会	みなみかぜ	川越市吉田 204-2
10	特別養護老人ホーム	社会福祉法人福都二十一	アイリス	川越市府川 243-2
11	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	蔵の町・川越	川越市末広町 1-2-1
12	特別養護老人ホーム	社会福祉法人芳清会	八瀬の里	川越市増形 164
13	介護老人福祉施設	社会福祉法人潤青会	小江戸の庭	川越市小仙波 823-1
14	特別養護老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会	はつかりの里	川越市石原町 2-68-5
15	介護老人福祉施設	社会福祉法人健友会	みなみかぜ・燦	川越市吉田 203-3
16	特別養護老人ホーム	社会福祉法人福都二十一	アイリス式番館	川越市山田 1526-1
17	特別養護老人ホーム	社会福祉法人親愛会	みどりのまち親愛	川越市中台南 2-15-10
18	特別養護老人ホーム	社会福祉法人さくら瑞穂会	やすら一じゅ瑞穂	川越市渋井 219
19	軽費老人ホーム	社会福祉法人育美会	花の人の家	川越市今福 1641
20	ケアハウス	社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉	主の園	川越市下小坂 612
21	ケアハウス	社会福祉法人健友会	みなみかぜ	川越市吉田 204-2
22	障害者支援施設	社会福祉法人けやきの郷	初雁の家	川越市平塚新田 162
23	障害者支援施設	社会福祉法人ともいき会	ハート・センターともいき	川越市笠幡 1646-17
24	障害者支援施設	社会福祉法人皆の郷	川越いもの子作業所	川越市笠幡 1410
25	障害者支援施設	社会福祉法人親愛会	親愛南の里	川越市下赤坂 1847
26	障害者支援施設	社会福祉法人親愛会	川越親愛センター	川越市中台南 2-17-15
27	障害者支援施設	社会福祉法人川越にじの会	にじの家	川越市古谷本郷 992
28	障害福祉サービス事業所	社会福祉法人ハッピーネット	ゆめの園初雁	川越市松郷 705-1

川越市災害対策本部条例

昭和38年10月 1日

条 例 第23号

改正 平成21年 3月25日条例第 4号

平成24年10月 2日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21条例4・全改、平24条例30・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平21条例4・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平21条例4・旧第4条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第30号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

川越市災害対策本部要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川越市災害対策本部条例（昭和 3 8 年条例第 2 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、川越市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第 2 条 すべての市の職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

2 すべての市の職員は、平時から災害時の役割を認識し、その対応に備えなければならない。

(設置及び閉鎖)

第 3 条 本部は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 2 条の規定による川越市地域防災計画の定めるところにより、市長がその必要を認めるときに設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するものとする。

(設置の基準)

第 4 条 本部は要綱第 1 3 条に定める体制区分のうち、非常体制第 1 配備及び非常体制第 2 配備とした場合に設置する。

2 要綱第 1 3 条に定める体制区分のうち、警戒体制とした場合には、別に定める警戒対策本部を設置するものとする。

3 要綱第 1 3 条に定める体制区分のうち、監視体制とした場合には、危機管理監を責任者として対応するものとする。

4 前項の場合において、危機管理監が不在のときは、副危機管理監が職務を代理するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第 5 条 災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長

(2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長、教育長及び上下水道事業管理者

(3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 危機管理監、副危機管理監、秘書広報監、川越市行政組織条例（平成 1 8 年条例第 3 7 号）に規定する部の長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長並びに川越地区消防局長、消防団長

2 本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第 1 順位 副市長（副市長が 2 人の場合には、本部の庶務を所管する部署を担任する副市長を第 1 順位とし、他の副市長を第 2 順位とする。）

第 2 順位 教育長（副市長が 2 人の場合には、第 3 順位とする。）

第 3 順位 上下水道事業管理者（副市長が 2 人の場合には、第 4 順位とする。）

(本部会議)

第 6 条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(協議事項等)

第 7 条 前条第 1 項に定める本部会議では、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、次の事項について報告・協議する。

(1) 動員配備体制に関すること

(2) 各部の災害対応状況の報告に関すること

(3) 各部・班間の調整事項に関すること

(4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

- (5) 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること
- (7) 災害救助法の適用に関すること
- (8) その他、災害の発生の防御又は、拡大の防止に関すること

(部の組織及び事務分掌)

第8条 本部長は、災害予防及び災害応急対策の事務を実施させるため、別表第1に掲げる部を置き、部に班を置き、それぞれ同表に掲げる事務を分担させるものとする。

2 部に部長を、班に班長を置き、それぞれ別表第1の部長名及び班長名の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、部長の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 必要があると認めるときは、部に部付を置き、部長を補佐する。

(部の運営)

第9条 前条に定めるもののほか、部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるところにより、当該部長に充てられる者が定める。

(現地災害対策本部の設置及び閉鎖)

第10条 本部長は、局地的な災害に対する応急対策活動を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、条例第4条第1項に定める現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。なお、現地本部の設置場所については、川越市地域防災計画に定められた地域防災拠点に設置することを基本とする。

2 現地本部は、現地での主要な応急対策活動がおおむね完了した場合または現地本部の設置の必要性が無くなったと本部長が認めた場合に閉鎖する。

(現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長等)

第11条 現地本部に現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地対策本部員を置く。なお、現地本部長は、業務の必要に応じて班長を置くことができる。

2 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、応急対策活動に執務する職員を指揮監督する。

3 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(現地本部の所掌事務等)

第12条 現地本部は、おおむね次の各号の事務を所掌する。

- (1) 災害区域における情報の収集
- (2) 災害区域における関係機関との連絡調整
- (3) 災害情報や応急対策活動等の本部への報告
- (4) 災害区域における自主防災組織等との連携による応急対策活動の実施
- (5) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務

2 前項各号に定める事務のほか、現地本部の組織運営その他必要な事項は、現地本部長が別に定める。

(体制区分及び配備基準)

第13条 災害対策活動の体制区分及び配備基準は、次のとおりとする。

体制区分	配備基準	地震時の配備（自主参集）基準
監視体制	気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合	本市における震度が4の場合
警戒体制	災害が発生するおそれがある場合または軽微な災害が発生した場合	本市における震度が5弱の場合

非常体制 第 1 配備	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	本市における震度が 5 強の場合
非常体制 第 2 配備	激甚な災害が発生した場合	本市における震度が 6 弱以上の場合

ただし、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合の体制区分は、本部長がその都度判断する。

（動員計画）

第 1 4 条 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制区分に応じ、別表第 2 に掲げる基準に従って、別に定めるものとする。

2 職員の動員計画は、勤務時間外に発生した災害についても職員が迅速に対応できるように、当該職員の居住地等を配慮して作成するものとする。

（連絡員の派遣要請）

第 1 5 条 本部長は、災害対策活動を実施する場合、川越地区消防局に対して連絡員の派遣を要請するものとする。

（応援の要請）

第 1 6 条 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、必要に応じて追加動員などの対応をするものとする。ただし、調整が困難な場合は、本部長に対して応援を求めるものとする。

（情報の収集及び報告）

第 1 7 条 部長は、災害に関する情報を自ら又は関係機関等を通じて収集し、市長が別に定めるところにより、これを本部長又は市長に遅滞なく報告するものとする。

（庶務）

第 1 8 条 本部の庶務は、別表第 1 に定める本部班において処理する。

（その他）

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 川越市災害対策本部要綱（平成 9 年訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年７月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。

川越市災害対策本部運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川越市災害対策本部要綱（平成 21 年 4 月 1 日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(部の運営に必要な事項)

第 2 条 要綱第 9 条に定める部の運営に必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 部内各班の分掌事務を実施するに必要な諸措置
- (2) その他部長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を定めたときは、遅滞なく市長に報告するものとする。

(本部設置等の手続)

第 3 条 災害対策本部等（以下「本部」という。）の設置及び配備体制の決定手続については、次に掲げるところによる。

- (1) 監視体制

危機管理監が行い、副市長及び市長に報告するものとする。

- (2) 警戒体制

副市長が行い、市長に報告するものとする。

- (3) 非常体制及び配備区分

警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行うものとする。ただし、緊急を要し警戒対策本部会議で協議するいとまがないときは、これを省略することができる。

- (4) 本部の設置場所

本部は、川越市役所本庁舎内に置き、正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

ただし、本庁舎が被災した場合は、保健所及び保健センターを災害対策本部の代替施設とする。

(本部閉鎖等の手続)

第 4 条 本部の閉鎖及び配備体制の解除手続については、前条の規定を準用するものとする。

(本部設置及び閉鎖等の通知)

第 5 条 本部の設置及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合には、本部班は、直ちにこの旨を庁内放送等により伝達するとともに次の各号に掲げる機関に対し、電話その他適宜な方法により通知するものとし、広報班は、報道機関に発表するものとする。

- (1) 埼玉県災害対策課
- (2) 川越警察署長
- (3) 指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長
- (5) 指定地方公共機関の長
- (6) その他必要と認める機関の長

(本部室の開設)

第 6 条 本部室は、本部が設置されたときに開設する。

2 本部室は、災害の規模等に応じて危機管理監が定め、その入口に「川越市災害対策本部室」の標識を掲げるものとする。

(本部会議招集の連絡)

第7条 本部会議招集の連絡は、本部班において電話、庁内放送等により行うものとする。

(本部連絡員)

第8条 本部連絡員は、必要に応じて本部員が指名するものとし、当該本部員に随伴し、その指示を受けて当該部の連絡に当たるものとする。

(動員計画の整備)

第9条 要綱第14条第1項に定める職員動員計画には、非常体制第2配備の場合を除き、様式第1号の職員動員名簿を整備し、各員について配備区分を付し、かつ、その連絡方法を明らかにしておくものとする。

2 前項の職員動員計画は、毎年4月1日現在をもって調整し、遅滞なく危機管理監を通じ市長に報告するものとする。

(職員の動員)

第10条 本部のそれぞれの配備につくための動員は、職員班が、庁内放送、電話又は使送等の最もすみやかに行える方法で、おおむね次により行うものとする。

配備体制決定—職員班長—部長—部内統括班長—班長—班員

2 部長は、本部の設置が決定され、又は本部の設置の通知を受けたときは、直ちに必要な職員を動員して、指令された配備体制を整えなければならない。

3 動員を受けた職員は、すみやかに招集地に参加し、所属班長に参加した旨を届出なければならない。病気その他やむを得ない理由により動員に応じられないときは、便宜の方法をもって上司に届出なければならない。

4 動員を完了した部長は、班別に人員及び氏名を職員班に通報し、職員班長はこれを動員記録簿に記録しなければならない。動員記録簿の様式は、職員班長が別に定める。

5 宿日直者は、消防局等の関係機関からの通報その他により、災害が発生し、又は発生のおそれのあることを知り、緊急に応急対策を実施する必要があると認めたときは、直ちに市長、副市長、危機管理監及び防災危機管理室長に電話連絡し、その指示をあおぎ、必要に応じ関係部課長等に連絡するものとする。

(報告の方法)

第11条 要綱第17条の規定に基づく報告は、様式第2号の発生速報及び様式第3号の経過速報により行うものとし、本部班に、これを報告するものとする。

2 発生速報は、その概要について被害発生直後に行うものとし、経過速報は、特に指示する場合のほかは、被害の状況の進展に伴い収集した被害について逐次行うものとする。

3 部長は、第1項に定める報告のほか応急対策が終了した後速やかに、別表に定める被害報告判定基準を参考にして様式第4号の被害状況調により、本部班に確定報告をするものとする。

(腕章等の使用)

第12条 本部の職員は、様式第5号に定める腕章を、本部の自動車は、様式第6号に定める標旗を使用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年4月9日から施行する。

2 川越市災害対策本部運営要領（昭和50年告示第65号）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月10日から施行する

被害報告判定基準

(1/3)

被害区分	判定基準
人的被害	「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 「負傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者とする。また、負傷者のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 「棟」とは、一つの独立した建物とする。 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 - 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(2/3)

被害区分	判 定 基 準
道路被害	1 「道路決壊」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたものとする。 2 「道路冠水」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたものとする。
その他の被害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(3/3)

被害区分	判 定 基 準
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等 の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

（注）この報告の調査項目にないものは「備考」欄に具体的に掲載すること。

職員動員名簿

災害対策本部の部名			班名		組名	課室所名					
部			班		組						
No	職名	氏名	住所	伝達方法 (電話)	監視体制		警戒体制		非常体制 第 1 配備		
					地震	水害	地震	水害	地震	水害	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

発 生 速 報

川 越 市

月	日	時	分	受信	発信者		受信者			
1 被害発生					自	年	月	日	時	分
					至	年	月	日	時	分
2 被害場所										
3 被害程度										
4 災害に 対する措置										
5 その他 必要事項										

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

経過速報

川越市

				発信者				受信者							
災害の種別								発生地域							
被害日時				自		月		日		至		月		日	
報告区分															
区 分				被 害		区 分				被 害					
人的被害	負傷者	死 者		人		田畑被害	田	流失・埋没		ha					
		行方不明者		人				冠 水		ha					
		重 傷	人		冠			流失・埋没		ha					
			軽 傷	人					冠 水		ha				
							道路被害	決 壊		箇所					
								冠 水		箇所					
住家被害		全 壊 (焼) (流失)	棟		その他の被害	文 教 施 設		箇所							
			世帯			病 院		箇所							
			人			橋 り よ う		箇所							
		半 壊 (焼)	棟			河 川		箇所							
			世帯			砂 防		箇所							
			人			清 掃 施 設		箇所							
		一 部 破 損	棟			崖 く ず れ		箇所							
			世帯			鉄 道 不 通		箇所							
			人			被 害 船 舶		隻							
		床 上 浸 水	棟			水 道		戸							
			世帯			電 話		回線							
			人			電 気		戸							
		床 下 浸 水	棟			ガ ス		戸							
			世帯			ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所							
			人			り 災 世 帯 数		世帯							
		非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟		火災発生	り 災 者 数		人				
半壊(焼)	棟				建 物		件								
その他	全壊(焼)		棟		危 険 物		件								
	半壊(焼)		棟		そ の 他		件								

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部の設置状況

(2) 市のとった主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難情報の状況

地区数

人 員

人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

イ 主な活動状況（使用した機材を含む）

被 害 状 況 調

川 越 市

災害の種別		発生地域	
被 害 日 時	自 年 月 日	至 年 月 日	
報 告 区 分	確 定		

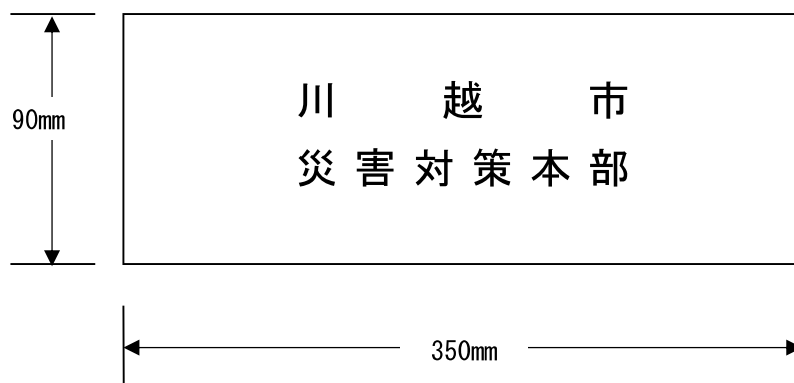
区 分			被 害		区 分			被 害	
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流失・埋没 ha		
	行方不明者		人				畑	冠 水 ha	
	負 傷 者	重 傷	人					流失・埋没 ha	
		軽 傷	人				冠 水 ha		
住 家 被 害	全 壊		棟		道 路 被 害	決 壊	箇所		
			世帯			冠 水	箇所		
			人			文教施設	箇所		
	半 壊		棟		そ の 他 被 害	病 院	箇所		
			世帯			橋りょう	箇所		
			人			河 川	箇所		
	一 部 破 損		棟			砂 防	箇所		
			世帯			清掃施設	箇所		
			人			崖くずれ	箇所		
	床 上 浸 水		棟			鉄道不通	箇所		
			世帯			被害船舶	隻		
			人			水 道	戸		
	床 下 浸 水		棟			電 話	回線		
			世帯			電 気	戸		
			人			ガ ス	戸		
	非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟			ブロック塀等		箇所
半壊(焼)			棟		り災世帯数		世帯		
そ の 他		全壊(焼)	棟		火 災 発 生	り災者数		人	
		半壊(焼)	棟			建 物	件		
					危 険 物	件			
					そ の 他	件			

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	名 称	
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計		千円		解 散	月 日 時	
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人	
備 考	1 災害発生場所					
	2 災害発生年月日					
	3 災害の種類概況					
	4 消防機関の活動状況					
	5 その他（避難情報の状況）					

- 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- 2 「農業水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- 5 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
- 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式第5号（第12条関係）

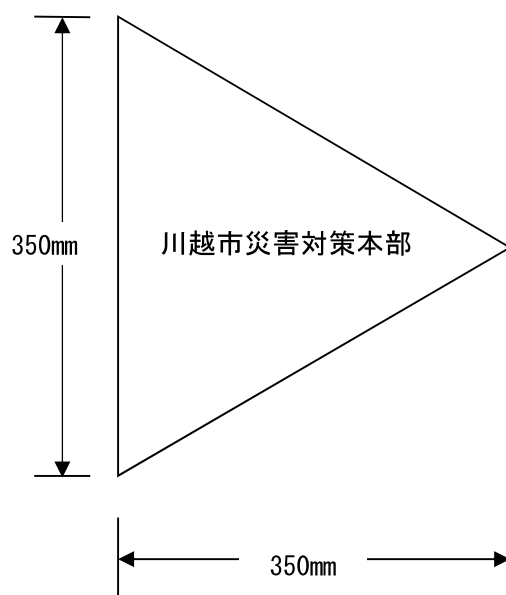
腕章



（黄色に赤文字とする。）

様式第6号（第12条関係）

標旗



（黄色に赤文字とする。）

川越市警戒対策本部要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川越市災害対策本部要綱（平成 21 年 4 月 1 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、川越市警戒対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び閉鎖)

第 2 条 本部は、要綱第 4 条第 2 項の定めるところにより、市長がその必要を認めるときに設置するものとし、災害対策本部を設置した場合、または被害が発生するおそれが解消されたと認めるときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長、本部員)

第 3 条 警戒対策本部長、警戒対策副本部長及び警戒対策本部員は、次のとおりとする。

- (1) 警戒対策本部長（以下「本部長」という。） 本部の庶務を所管する部署を担当する副市長
- (2) 警戒対策副本部長（以下「副本部長」という。） 他の副市長、教育長及び上下水道事業管理者
- (3) 警戒対策本部員（以下「本部員」という。） 危機管理監、副危機管理監、秘書広報監、川越市行政組織条例（平成 18 年条例第 37 号）に規定する部の長、会計管理者、上下水道局長、議会事務局長、教育委員会教育総務部長及び教育委員会学校教育部長並びに川越地区消防局長

3 本部長の職務を代理する副本部長の順位については、次のとおりとする。

第 1 順位 他の副市長

第 2 順位 教育長（副市長が 1 人の場合には、第 1 順位とする。）

第 3 順位 上下水道事業管理者（副市長が 1 人の場合には、第 2 順位とする。）

(本部会議)

第 5 条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(準用)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、要綱の例による。

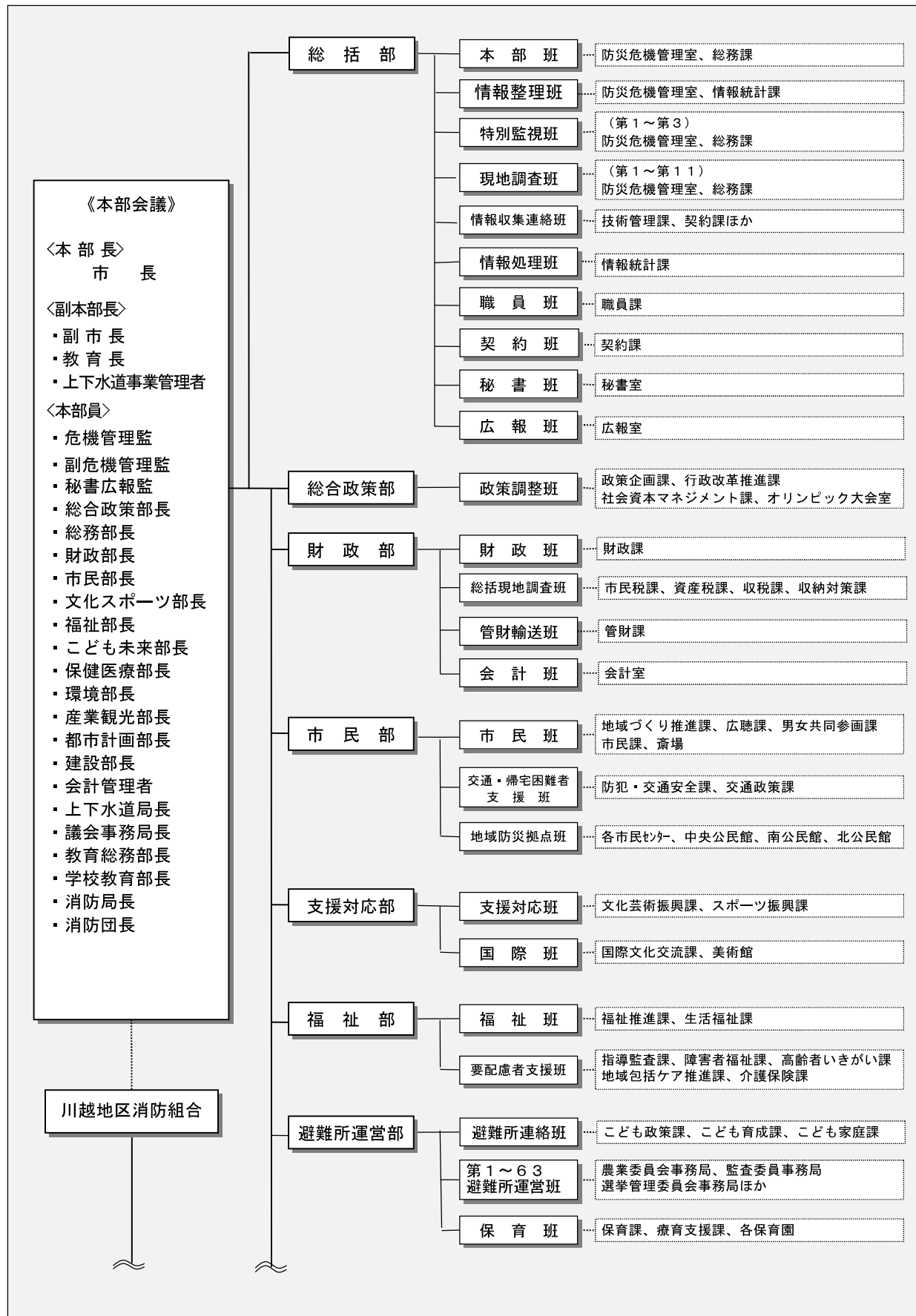
附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

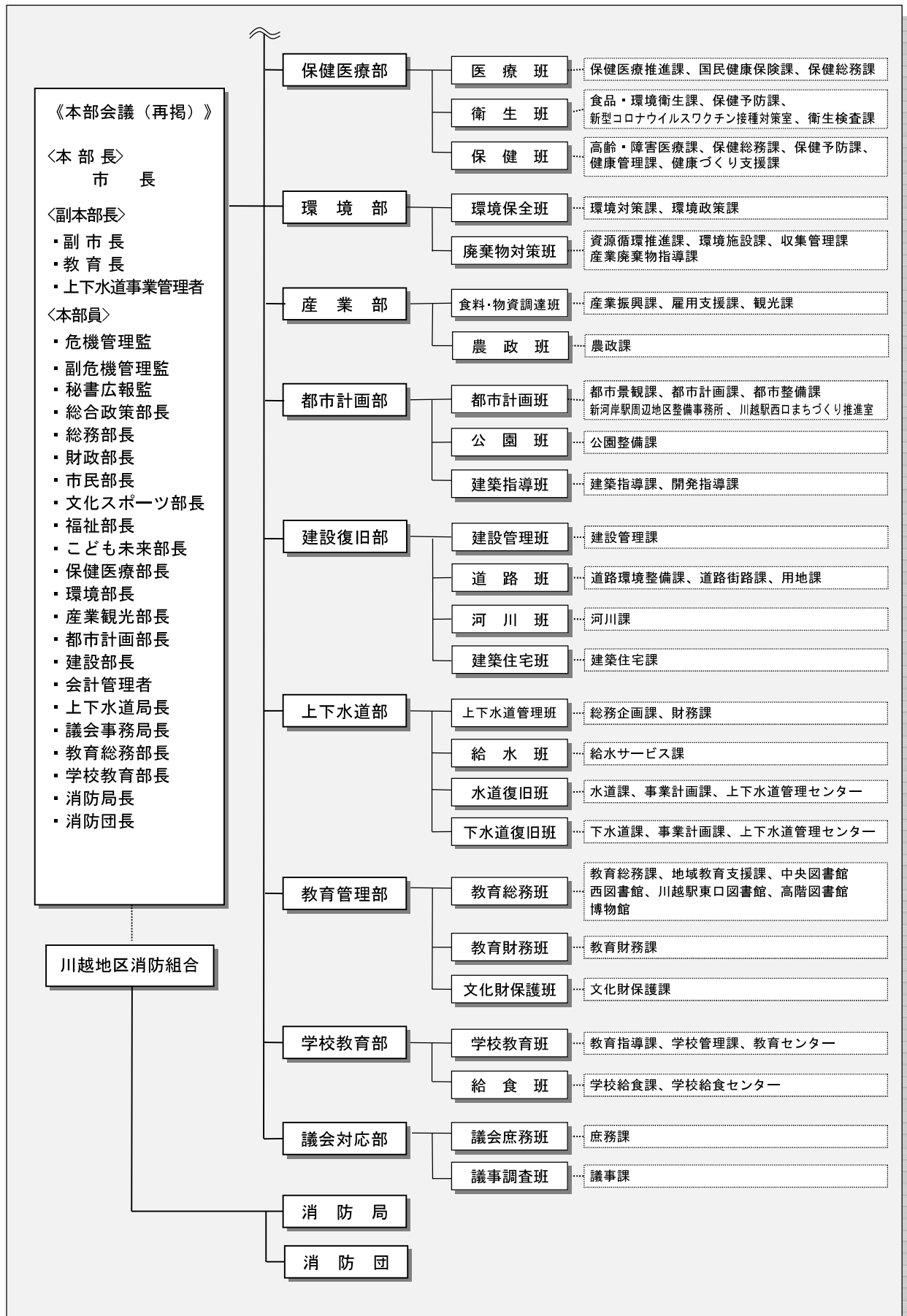
附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

■災害対策本部の組織編成（その１）



■ 災害対策本部の組織編成（その２）



■ 応急対策の流れ

発災初期		救援期
地震発生から 24 時間	地震発生から 2 ～ 3 日目位	地震発生から 4 日目 ～ 1 週間位
発災から数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況等の情報収集活動と消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。 その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され、組織的なより詳細な情報収集活動が行われ、人命救助活動を最優先とした、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。	避難所を中心とした給水、食料、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される。	引き続き、応急活動が展開され、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。 さらに、市民からの各種相談、要望等が寄せられ、市民への支援活動がより必要となる時期である。

『 → 資料 2.18 「時系列からみた応急対策の流れ」 参照 』

『 → 資料 2.19 「現地調査班担当地区一覧（震災対策）」 参照 』

全組織の共通事務分掌

【平常時】	
1	危機管理意識の向上に関すること。
2	危機管理体制の整備に関すること。
3	各事務分掌に対する対応マニュアルの整備及び見直しに関すること。
4	各事務分掌に基づく関係機関との連携に関すること。（協定等の締結を含む）
5	必要に応じた関係機関等を含めた訓練の実施など、各事務分掌の習熟に関すること。
6	適切な業務継続体制の整備に関すること。
【災害時】	
1	各部・各班との連携に関すること。
2	出動職員の把握及び報告に関すること。（各部筆頭班）
3	部内職員の配置調整並びに部内各班との連絡調整に関すること。（各部筆頭班）
4	所管する事務分掌の遂行に関すること。
5	活動及び情報の連携並びに情報整理班への報告に関すること。
6	災害対応記録に関すること。
7	その他、本部長に命ぜられたこと。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
本部班	○防災危機管理室長 総務課長	1 本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 本部の事務局に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 災害応急対策の総括に関すること。 5 被害状況の分析及び活動体制、避難判断等に関すること。 6 各部各班との連絡調整に関すること。 7 国及び埼玉県への応援要請に関すること。 8 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること。 9 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 10 災害救助法の適用基準に関すること。 11 災害救助法の適用に係る事務処理及び取りまとめに関すること。 12 備蓄品の管理、救助物資の調達及び輸送の総括に関すること。 13 被災者台帳に関すること。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
情報整理班	○防災危機管理室長 人権推進課長	1 各部からの被害状況等の情報収集及び集約に関する事。 2 災害情報の管理、地図化など整理に関する事。 3 本部長の指示及び災害関連情報の各部への伝達に関する事。 4 地震情報及び気象情報の収集、監視に関する事。 5 防災行政無線の運用及び統制に関する事。 6 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関する事。 7 関係機関への速報に関する事。
第1～第3 特別監視班	防災危機管理室長	1 現地調査班の担当地区以外の被災地の応急対策並びに被害状況の調査及び報告に関する事。 2 現地調査班の応援に関する事。 3 本部班からの指示に関する事。 4 避難所運営班の応援に関する事。 【水害】 5 担当地区内の現地及び河川の状況の監視、情報の収集並びに報告に関する事。 6 土砂災害危険区域の状況の監視、情報の収集並びに報告に関する事。
第1～ 第11 現地 調査班	防災危機管理室長	【共通】 1 担当地区の警戒及び応急対策に関する事。 2 担当地区内の被害状況の調査及び報告に関する事。 3 被災者及び被災住宅の被害状況の調査に関する事。 4 住民の避難誘導に関する事。 5 市民部及び避難所運営班との連携に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 【水害】 7 可搬排水ポンプの設置及び運転に関する事。 8 土のう等応急資機材の運搬及び設置に関する事。
情報収集連絡班	技術管理課長	1 市民、出動職員、関係機関等からの災害情報の収集及び担当班への伝達に関する事。 2 被害状況報告の作成に関する事。
情報処理班	情報統計課長	1 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関する事。 2 電子計算機器の需要の把握及び管理に関する事。

■総括部【部長：危機管理監、総務部長、秘書広報監、副危機管理監】

班名	班長名	事務分掌
職員班	職員課長	1 職員の動員に関すること。 2 職員の参集・配置状況の把握及び調整の総括に関すること。 3 動員体制の変更及び災害関連情報の庁内放送に関すること。 4 職員の被災状況の把握及び安否に関すること。 5 他の地方公共団体等からの応援職員受入れの総括に関すること。 6 職員の給食、労務管理及び安全衛生に関すること。 7 職員の給与に関すること。 8 職員の公務災害に関すること。
契約班	契約課長	1 災害復旧及び復興に関する工事の契約に関すること。 2 災害対策活動に要する資機材、物資等の調達に関する契約及び諸請負の契約に関すること。
秘書班	秘書室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害の視察及び見舞に関すること。
広報班	広報室長	1 報道機関に対する情報提供、協力要請その他の連絡に関すること。 2 災害情報、避難情報等市民に対する広報に関すること。 3 災害記録写真の撮影、編集及び保存に関すること。 4 インターネットによる災害情報の発信に関すること。

■総合政策部【部長：総合政策部長】

班名	班長名	事務分掌
政策調整班	○政策企画課長 行政改革推進課長 社会資本マネジメント 課長 オリンピック大会室長	1 被災後の総合計画など各種計画の見直しに関すること。 2 都市復興計画の作成応援に関すること。 3 交通・帰宅困難者支援班の応援に関すること。 4 本部班への応援に関すること。

■ 財政部【部長：財政部長、会計管理者】

班名	班長名	事務分掌
財政班	財政課長	1 災害予算の編成及び資金調達に関すること。 2 災害予算の執行及び管理に関すること。 3 部内他班の応援に関すること。
総括現地調査班	○市民税課長 資産税課長 収税課長 収納対策課長	1 被災者、被災家屋の被害状況の調査及び集約に関すること。 2 リ災調査の実施及び体制の構築に関すること。 3 リ災台帳の作成に関すること。 4 市税の徴収猶予、減免等に関すること。 5 各現地調査班の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 6 各現地調査班の応援に関すること。
管財輸送班	管財課長	1 本庁舎等市有財産の管理及び被害状況調査の統括に関すること。 2 応急措置のための土地の収用、借上げ等に関すること。 3 土地開発公社の保有地の応急利用に関すること。 4 応急仮設住宅建設用地の選定に関すること。 5 公用車の需要の把握及び管理に関すること。 6 車両の借上調達及び配車に関すること。 7 輸送業者との連絡調整に関すること。 8 食料、物資等の輸送に関すること。 9 災害時優先電話に関すること。
会計班	会計室長	1 災害経費の出納に関すること。 2 部内他班の応援に関すること。

■市民部（部長：市民部長）

班名	班長名	事務分掌
市民班	○地域づくり推進課長 広聴課長 男女共同参画課長 市民課長 斎場長	1 自治会との連絡調整に関すること。 2 災害時の広聴に関すること。 3 被災者からの各種相談に対する窓口の設置及び関係機関等との連絡調整に関すること。 4 安否情報の提供に関すること。 5 被災者（遺体を含む）の身元確認及び各種証明書（り災証明書を除く）の発行に関すること。 6 遺体収容所の設置及び仮安置に関すること（遺体の搬送、仮安置に必要な物品等の調達を含む）。 7 遺体の引き取り及び埋火葬に関すること。 8 他の斎場との連絡調整に関すること。 9 地域防災拠点班への応援に関すること。 10 地域防災拠点班から各自主避難所状況の集約及び報告に関すること。
交通・帰宅困難者支援班	○防犯・交通安全課長 交通政策課長	1 流入帰宅困難者及び駅周辺滞留者への情報提供等の支援に関すること。 2 道路交通、鉄道及び路線バスの運行状況の把握に関すること。 3 交通対策等に伴う警察署及び建設復旧部との連携に関すること。 4 緊急輸送道路の選定に関すること。
地域防災拠点班	○市民センター所長 中央公民館長 南公民館長 北公民館長	1 担当地区内の災害応急対策の総括に関すること。 2 担当地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 3 被災者の一時収容に関すること。 4 応急資機材の調達及び借上げに関する本部、関係機関及び担当地区内の避難所との連絡調整に関すること。 5 自主避難所の開設等に関すること。 6 自主避難所の状況調査及び報告に関すること。

■支援対応部【文化スポーツ部長】

班名	班長名	事務分掌
支援対応班	○文化芸術振興課長 スポーツ振興課長	1 応援物資及び物資集積所の管理に関すること。 2 応援部隊の宿営所の確保及び管理に関すること。
国際班	○国際文化交流課長 美術館長	1 外国籍市民の安否確認に関すること。 2 被災外国籍市民に対する情報提供及び相談に関すること。 3 外国及び姉妹・友好都市からの災害援助等の対応に関すること。 4 支援対応班への応援に関すること。

■福祉部【部長：福祉部長】

班名	班長名	事務分掌
福祉班	○福祉推進課長 生活福祉課長	1 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 2 ボランティアの派遣要請の統括に関すること。 3 災害義援金の受入れ及び配給に関すること。 4 リ災証明（火災に係るものは除く）の発行に関すること。 5 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 6 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 7 被災者生活再建支援法の事務処理及び取りまとめに関すること。 8 身元が不明な遺体の埋火葬に関すること。
要配慮者支援班	○指導監査課長 障害者福祉課長 地域包括ケア推進課 高齢者いきがい課長 介護保険課長	1 社会福祉施設等の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2 避難所等との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所の開設・運営に関すること。 4 要配慮者支援に関すること。 5 要配慮者支援に係る自治会、民生委員等との連絡調整に関すること。 6 要配慮者及び要配慮者利用施設への避難情報等の伝達に関すること。

■避難所運営部（部長：こども未来部長）

班名	班長名	事務分掌
避難所連絡班	○こども政策課長 こども育成課長 こども家庭課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会 事務局長 農業委員会事務局長	1 避難所の管理運営及び避難者支援に係る各部との連絡調整に関すること。 2 各避難所運営班における情報収集及び連携に関すること。 3 各避難所運営班から避難所状況の集約及び報告に関すること。 4 各避難所運営班における情報交換及び連携に関すること。
避難所運営班	○こども政策課長 こども育成課長 こども家庭課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会 事務局長 農業委員会事務局長	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難所における被災者の収容、保護及び把握に関すること。 3 避難所における炊き出しの実施に関すること。 4 避難所の状況調査及び報告に関すること。
保育班	○保育課長 療育支援課長 各保育園長	1 保育園の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 園児の安否確認に関すること。 3 応急保育に関すること。 4 民間保育所との連絡調整に関すること。

■保健医療部【部長：保健医療部】

班名	班長名	事務分掌
医療班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○保健医療推進課長 保健所副所長 国民健康保険課長 保健総務課長	1 要医療及び要助産救護者の把握に関すること。 2 医療及び助産に関する医師会、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること。 3 医薬品及び衛生資機材の調達に関すること。 4 負傷者の医療救護に関すること。 5 医療・助産に関する情報収集及び提供に関すること。 6 医療機関の被害状況の調査に関すること。 7 医療救護班の派遣要請並びに医療救護所の設置及び運営に関すること。 8 遺体の検案、洗浄及び消毒の事務手続きに関すること。 9 避難所との連絡調整に関すること。
衛生班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○食品・環境衛生課長 保健予防課長 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長 衛生検査課長	1 感染症予防対策その他保健衛生対策に関すること。 2 救護食品の監視指導及び試験検査に関すること。 3 被災地等の消毒及び防疫活動に関すること。 4 飲料水の検査に関すること。 5 炊き出し、給食施設の管理指導に関すること。 6 患者給食に対する指導に関すること。 7 その他食品に起因する被害発生の防止に関すること。 8 被災地における動物の保護・管理に関すること。
保健班	◎保健所長 ※保健所長は、医療班、衛生班、保健班を統括する。 ○高齢・障害医療課長 健康管理課長 健康づくり支援課長	1 被災者の心身ケアに関すること。 2 被災者からの保健医療等の相談、照会に関すること。 3 避難所等における被災者の健康管理、栄養補給及び保健指導等に関すること。

■環境部【部長：環境部長】

班名	班長名	事務分掌
環境保全班	○環境対策課長 環境政策課長	1 有害物質等による汚染状況の調査及び報告に関すること。 2 有害物質等取扱施設の被害情報の収集及び指導に関すること。 3 災害による大気汚染対策及び水質汚濁対策に関すること。 4 部内他班の応援に関すること。
廃棄物対策班	○資源循環推進課長 環境施設課長 収集管理課長 産業廃棄物指導課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に関する計画及び実施に関すること。 3 災害廃棄物の一時集積場所の確保に関すること。 4 被災地のごみの収集、運搬及び処分に関すること。 5 被災地のし尿の収集、運搬及び処分に関すること。 6 応急仮設トイレの確保及び設置に関すること。 7 廃棄物についての避難所との連絡調整に関すること。

■産業部【部長：産業観光部長】

班名	班長名	事務分掌
食料・物資調達班	○産業振興課長 雇用支援課長 観光課長	1 食料の需要把握及び調達に関すること。 2 衣類、寝具等、生活必需品の需要把握及び調達に関すること。 3 商工業の被害状況の調査に関すること。 4 商工会議所その他関係組合等との連絡調整に関すること。 5 中小企業に対する金融措置及び相談に関すること。 6 義援品（災害見舞品）の受入れ及び配給に関すること。 7 食料その他災害救助物資に係る援助の受入れと配分に関すること。 8 避難所運営班及び給食班との連絡調整に関すること。
農政班	農政課長	1 農産物、農業用施設等の被害状況の調査に関すること。 2 農業被害に対する支援措置及び相談に関すること。 3 食料・物資調達班の応援に関すること。 4 農業集落排水事業処理施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 5 農業集落排水事業処理施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 6 農業集落排水事業処理施設の応急復旧資機材の確保に関すること。

■都市計画部【部長：都市計画部長】

班名	班長名	事務分掌
都市計画班	○都市計画課長 都市景観課長 都市整備課長 新河岸駅周辺地区整備 事務所長 川越駅西口まちづくり 推進室長	【共通】 1 建設復旧部の応援に関すること。 2 被災地域の復興に関する助言及び指導に関すること。 3 都市復興計画に関すること。 4 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物及び防災施設に係る被害状況の調査に関すること。 5 都市景観重要建築物等に係る被害状況の調査に関すること。 【水害】 6 新河岸駅周辺地区整備事務所における災害応急対応に関すること
公園班	公園整備課長	1 公園施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2 公園施設の応急利用に関すること。 3 公園施設内の避難者の把握及び報告に関すること。
建築指導班	○建築指導課長 開発指導課長	1 被災住宅の応急補強対策及び安全対策の相談に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。 3 民間建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地危険度判定に関すること。 5 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保に伴う埼玉県への要請に関すること。 6 現地調査班が実施する家屋の被災調査の支援に関すること。

■建設復旧部（部長：建設部長）

班名	班長名	事務分掌
建設管理班	建設管理課長	1 部内所管施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する こと。 2 部内他班の応援に関すること。
道 路 班	○道路環境整備課長 道路街路課長 用地課長	【共通】 1 道路、堤防、橋りょう等の被害状況の調査並びに危険防除及び 応急措置に関すること。 2 応急資機材土のう等の調達及び運搬に関すること。 3 緊急輸送における輸送道路の確保に関すること。 4 市道の復旧計画及び復旧工事に関すること。 5 土木関係業者との連絡調整に関すること。 【水害】 6 道路及び公共用水域並びにその周辺の水害対策に関すること。 7 排水ポンプ車の運転に関すること。
河 川 班	河川課長	【共通】 1 河川、水路、都市下水路及び所管施設・設備の被害状況の調査 及び応急措置に関すること。 【水害】 2 市内の河川洪水や水防施設等の操作に伴う内水氾濫危険性の 把握及び対策に関すること。 3 河川の巡視及び水位の把握並びに河川情報の提供に関するこ と。 4 水位の観測に関すること。 5 排水機及び排水ポンプの運転に関すること。 6 樋門等の操作の指示に関すること。 7 公共用水域及びその周辺の水害対策に関すること。
建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 市公共施設の応急危険度判定に関すること。 3 市公共施設の応急復旧工事の総括に関すること。 4 建築関係業者との連絡調整に関すること。 5 市営住宅の被害状況の調査及び復旧に関すること。 6 市営住宅の緊急入居に関すること。 7 応急仮設住宅の管理及び運営に関すること。 8 応急仮設住宅の入居計画及び入居手続に関すること。 9 被災者の住宅相談に関すること。 10 被災者への住宅のあっせんに関すること。

■上下水道部【部長：上下水道局長】

班名	班長名	事務分掌
上下水道管理班	○総務企画課長 財務課長	1 上下水道施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関すること。 2 関係機関及び業者への応援要請及び受入れに関すること。 3 上下水道に係る災害対策活動に要する資機材、物資等の調達及び諸請負の契約に関すること。 4 上下水道局庁舎の管理全般に関すること。 5 上下水道に係る災害広報の総括及び広報班との連絡調整に関すること。
給水班	給水サービス課長	1 応急給水（給水車、給水タンク、災害用給水井戸等）に関すること。 2 飲料水の需用把握に関すること。 3 給水車の確保に関すること。
水道復旧班	○水道課長 事業計画課長 上下水道管理センター 所長	1 上水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 配水池等の保有水量の確保に関すること。 3 上水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 4 上水道施設の応急復旧資機材の確保に関すること。 5 受水場・浄水場の水源の確保及び管理に関すること。 6 受水場・浄水場の水源の水質管理及び検査に関すること。 7 応急給水の応援に関すること。
下水道復旧班	○下水道課長 事業計画課長 上下水道管理センター 所長	1 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 下水道施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 3 下水道施設の応急復旧資機材の確保に関すること。 4 下水道計画区域内の内水氾濫危険性の把握及び対策に関すること。

■ 教育管理部【部長：教育総務部長】

班名	班長名	事務分掌
教育総務班	○教育総務課長 地域教育支援課長 中央図書館長 西図書館長 川越駅東口図書館長 高階図書館長 博物館長	1 教育関係施設の被害状況の調査結果の集約及び報告に関する こと。 2 教育委員との連絡調整に関すること。 3 社会教育施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 公民館等施設への被災者の収容に関すること。 5 関係機関、団体との連絡調整に関すること。
教育財務班	教育財務課長	1 市立学校施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること。 2 り災した児童及び生徒の災害見舞金品に関すること。 3 避難所としての学校施設の開放に関すること。 4 応急教育実施場所の確保に関すること。 5 学校施設の復旧計画の作成及び復旧工事に関すること。 6 学童保育室の被害状況調査及び児童の安否確認に関すること。 7 学童保育室の応急措置に関すること。
文化財保護 班	文化財保護課長	1 文化財の被害状況の調査に関すること。 2 文化財の保護に関すること。 3 部内他班の応援に関すること。

■ 学校教育部【部長：学校教育部長】

班名	班長名	事務分掌
学校教育班	○教育指導課長 学校管理課長 教育センター所長	1 児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 通学路の被害状況の把握及び登下校時の安全確保に関するこ と。 3 り災した児童生徒の把握及び心身のケアに関すること。 4 教材、学用品等の調達及び配給に関すること。 5 応急教育の実施及び指導方法に関すること。 6 教職員の被災状況の把握に関すること。 7 教育実施者の確保に関すること。 8 県教育委員会等関係機関との連絡調整に関すること。 9 教職員との連携に関すること。 10 避難所の開設及び運営に係る協力に関すること。 11 避難所としての学校施設の運用に関すること。 11 避難所運営班との連絡調整に関すること。
給食班	学校給食課長	1 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 学校給食の再開に関すること。 3 被災者への応急給食及び炊き出しの実施に関すること。 4 食料・物資調達班との連絡調整に関すること。

■議会对応部【部長：議会事務局長】

班名	班長名	事務分掌
議会庶務班	庶務課長	1 各部との連絡調整に関すること。 2 市議会議員との連絡調整に関すること。 3 被害状況及び災害対策活動に関する市議会議員への報告に関すること。
議事調査班	議事課長	1 災害時の市議会開催に関すること。 2 庶務班の応援に関すること。

(4) 消防組合の分掌事務

川越地区消防組合の所掌する事務分担は、次のとおりである。

■ 警防本部【部長：警防本部長（消防局長） 副本部長：次長】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
警防本部統括班	警防課長	1 警防本部各班を統括する。
警 防 班	警防副課長	1 警防本部の設置に関すること。 2 警防本部の総合調整に関すること。 3 警防対策に関すること。 4 消防活動用資器材の確保に関すること。 5 応援協定等に基づく消防部隊の応援要請に関すること。 6 応援消防部隊の運用等に関すること。 7 避難情報に関すること。 8 警防活動の記録に関すること。
救 急 班	救急課長	1 救急対策に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 救急活動用資器材の確保に関すること。 4 応急救護所の運用に関すること。 5 負傷者等の収容状況の把握に関すること。
総 務 班	総務課長	1 理事者、議会、国、県等との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 燃料、食糧その他の必要物資の確保及び配分に関すること。 4 庁舎等施設の保全に関すること。 5 職員の動員及び参集状況の把握に関すること。 6 消防団の事務に関すること。
予 防 班	予防課長	1 情報の収集及び集計に関すること。 2 災害現場及び報道機関等に対する広報に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 災害の予防措置に関すること。 5 災害状況の調査及び分析に関すること。 6 危険物施設等の災害予防措置に関すること。 7 火災の原因調査に関すること
指揮統制班	指揮統制課長	1 警防本部からの命令の伝達に関すること。 2 消防部隊の指揮統括に関すること。 3 災害情報の収集、記録及び連絡に関すること。 4 関係機関への連絡に関すること。 5 通信機能の掌握及び通信体制の確立に関すること。 6 消防通信の統制及び運用に関すること。 7 気象情報の収集及び伝達に関すること。 8 災害現場等との通信及び記録に関すること。 9 災害の実態調査に関すること。

■署隊本部【部長：署隊本部長（消防署長）、副本部長：副署長】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
署統括班	指導課長	1 署隊本部の総合調整に関すること。 2 署隊本部からの命令伝達に関すること。 3 災害情報の収集、整理及び連絡に関すること。 4 消防活動状況の把握に関すること。 5 職員の動員及び参集状況の把握に関すること。 6 活動用資器材の確保に関すること。 7 燃料、食糧その他の必要物資の確保及び配分に関すること。 8 庁舎等施設の保全に関すること。
消 防 班	消防課長	1 消防部隊の運用及び指揮統制に関すること。 2 消防活動の実施に関すること。 3 災害の情報収集及び状況調査に関すること。 4 庁舎等施設の保全に関すること。 5 応急救護所の開設及び運用に関すること。
消防班（分署）	分署長	1 消防活動の実施に関すること。 2 災害の情報収集及び状況調査に関すること。 3 庁舎等施設の保全に関すること。 4 応急救護所の開設及び運用に関すること。

■消防団【川越市消防団】

班 名	班 長 名	分 掌 事 務
非常備 消防班	各消防分団	1 火災防ぎょ活動、水防活動、救急活動及び救助活動に関すること。 2 災害の情報収集、状況調査に関すること。

【資料 1.78】「災害に係る住家の被害認定の概要」

災害に係る住家の被害認定の概要

■ 本資料について

本資料は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、損傷の程度を主として文章表現により解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したものである。

■ 災害に係る住家の被害認定の概要

1. 災害に係る住家の被害認定基準等

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70% 以上	50% 以上 70% 未満	30%以上 50%未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50% 以上	40% 以上 50% 未満	30% 以上 40% 未満	20% 以上 30% 未満	10% 以上 20% 未満	10% 未満

※全壊、半壊：「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

被害認定は、市町村等が実施し、上表の①または②のいずれかによって判定を行うもので、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、損害基準判定（経済的被害）で判定する場合の調査方法を示したものである。

災害に係る住家の被害認定の関係資料は、下記ホームページに掲載している。

URL <http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

2. 災害の種類と想定している住家被害

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

3. 住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計である。

$$\boxed{\text{住家の損害割合}} = \boxed{\text{屋根の損害割合}} + \boxed{\text{柱の損害割合}} + \cdots + \boxed{\text{設備の損害割合}}$$

上述の部位ごとに算出する方法を簡便にする方法として、以下の2種類がある。

◆ 例外的な判定方法

一見して住家が全壊していると判断する方法や、外壁又は柱の傾斜が1/20以上の場合には全壊と判断するなど、特定の事象だけに着目して判定する方法

【損害割合50%以上と判定される例】

- ・一見して住家全部が倒壊
- ・一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ・一見して住家全部が流失又はずり落ち
- ・地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流失・陥没
- ・外壁又は柱の傾斜が1/20以上

◆外観による判定方法(地震や水害における第1次調査)

個別の部位の損害を判定するのではなく、外観から判断できる部位だけで簡略に判定する方法

【外観から判断できる部位だけで判定される例】

- ・地震の場合、屋根及び基礎以外の部位については、「壁(外壁)」として判定
- ・水害の場合、浸水深で判定(木造・プレハブ戸建ての1～2階建ての場合に限る。)

◆航空写真等を活用した判定方法

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。

例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。

これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

4. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出する。

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{部位別構成比} \\ &= \text{損傷部分の割合} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{部位別構成比} \end{aligned}$$

損傷部分の割合 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)

損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合

5. 部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害			
木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%		
	壁(外壁)	75%	柱(又は耐力壁)	15%		
			床(階段を含む)	10%		
			外壁	10%		
			内壁	10%		
			天井	5%		
	建具	15%				
基礎	10%	基礎	10%			
設備		設備	10%			
非木造	<柱の損傷により判定>		柱(又は耐力壁)	50%		
	柱	60%			床・梁	10%
	雑壁・仕上等	25%			外部仕上・雑壁・屋根	10%
	設備等(外部階段を含む)	15%			内部仕上・天井	10%
	建具	5%				
	<外壁の損傷により判定>		設備等(外部階段を含む)	15%		
	外壁	85%				
設備等(外部階段を含む)	15%					

※損傷程度の例示では、【木造・プレハブ】については、実際の調査手順にあわせて、調査票に記載の部位の並びにそって掲載している。

ただし、外壁については、屋根、基礎とあわせて調査することが多いことから、内壁の前に掲載した。

6. 木造と非木造の混構造の取扱いについて

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害認定調査については、原則として、住家を構成する主要構造部の構造に基づき調査・判定する。ただし、主要構造部の構造が判断しがたい場合には、主たる被害を受けた構造に基づき、調査・判定して差し支えない。

川越市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 15 日

条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。)の規定に準拠し、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉の増進及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、川越市内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第 10 条において「災害」という。)により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

2 前項の場合において父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条及び第 10 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合

は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害(第13条において「災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害(家財の価額のおおむね三分の一以上の損害をいう。以下同じ。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残

存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」とする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項かつこ書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、前項の規定により保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

- 2 前項の規定による償還方法は、元利均等償還とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(川越市災害弔慰金等審査委員会)

第16条 法第18条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、川越市災害弔慰金等審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員五名以内で組織し、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、自己に直接関係がある事案の議事に参与することができない。

- 6 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

- 7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 7 月 1 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 4 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 53 年 9 月 30 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 56 年 10 月 1 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年 12 月 24 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年 6 月 26 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 33 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十三年条例第三号）の一部を次のように改正する。

川越市災害見舞金等支給要綱

昭和 52 年 4 月 1 日

告示第 61 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し災害見舞金又は弔慰金(以下「災害見舞金等」という。)を支給することにより、災害を受けた者の保護と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害その他異常な自然現象による災害で、災害救助法(昭和 22 年法律第 108 号)の適用を受けないものをいう。

(災害見舞金の支給)

第 3 条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね一月以上である負傷 当該負傷を受けた者一人につき 4 万円

(2) 住居の全焼、全壊又は流失 13 万円

(3) 住居の半焼又は半壊 7 万円

(4) 住居の部分焼又は水損 3 万円

(5) 住居の床上浸水 7 万円

(弔慰金の支給)

第 4 条 市は、市民が災害により死亡したときは、その遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

2 弔慰金の額は、災害により死亡した者一人につき 15 万円とする。

3 弔慰金を支給する遺族の範囲は、災害により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

4 弔慰金を支給する遺族の順序は、災害により死亡した者の死亡当時において、当該死亡者と生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、同順位の遺族については前項に掲げる順序とする。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、災害により市民でない者が死亡した場合においても弔慰金を支給することができる。

(支給の制限)

第 5 条 災害見舞金等は、当該災害が災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生した場合には、これを支給しない。

(確認及び支給)

第 6 条 市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、災害見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか災害見舞金等の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 5 月 2 日告示第 92 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 19 日告示第 94 号）

この告示は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 8 月 31 日告示第 258 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成 10 年 8 月 28 日以後の災害から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 5 日告示第 795 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の川越市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成 29 年 10 月 22 日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用する。

川越地区消防組合消防団条例

昭和 48 年 4 月 3 日

条例第 11 号

(趣旨)

第一条 この条例は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項、第十九条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の定数、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一八条例五・一部改正)

(消防団の設置、名称及び区域)

第二条 川越地区消防組合に消防団を置く。

2 消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	管轄区域
川越市消防団	川越市全域
川島町消防団	川島町全域

(定数)

第三条 団員の定数は、次のとおりとする。

消防団名	定員
川越市消防団	三三〇人
川島町消防団	一二九人

(昭六三条例一・平一一条例一・平一六条例一・平二二条例二・平二三条例二・平二五条例二・一部改正)

(任用)

第四条 消防団長(以下「団長」という。)は、所属消防団の推せんに基づいて、管理者が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから管理者の承認を得て、団長が所属の団員を任命する。

- 一 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は在学する年齢十八歳以上の者
- 二 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(平二三条例二・一部改正)

(欠格条項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 第七条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(平一二条例一・平二三条例二・令元条例五・一部改正)

(分限)

第六条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務成績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- 四 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

一 第四条第一号に該当しなくなつたとき。ただし、任命権者が特に認めたときは、この限りでない。

二 前条第一号に該当するに至つたとき。

(平二三条例二・令元条例五・一部改正)

(懲戒)

第七条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

一 消防に関する法令若しくは条例又は規則に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

三 団員としてふさわしくない非行があつたとき。

2 停職は一月以内の期間を定めて行う。

(平二三条例二・一部改正)

(服務規律)

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(令四条例二・一部改正)

第九条 団員であつて十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては管理者に、その他の者にあつては団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第十条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第十一条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動を低下させる等の集团的行動を行なつてはならない。

(報酬)

第十二条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

階級	報酬額
団長	二〇六、〇〇〇円
副団長	一七四、〇〇〇円
分団長	一五一、〇〇〇円
副分団長	一二三、〇〇〇円
部長	一〇七、〇〇〇円
班長	八九、〇〇〇円
団員	六九、〇〇〇円

3 機関員には、一万千円の年額報酬を加給する。

4 団員が災害等の職務に従事した場合は、次により出勤報酬を支給する。

区分	支給単位	金額
災害の場合	一回につき(四時間以内に二回以上従事した場合は、一回とみなす。)	四、〇〇〇円
警戒、訓練等の場合	一回につき	二、〇〇〇円
行事及び会議の場合	一回につき	一、〇〇〇円

5 前項に掲げる災害の場合の一回の従事時間が四時間を超える場合は、その超過時間四時間までごとに四千円を加算して支給する。

6 報酬の支給方法については、川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例(昭和四十三年川越市条例第三号)の例による。

(令四条例二・全改)

(費用弁償)

第十三条 団員が前条第四項に掲げる職務(行事及び会議の場合は、川越地区消防組合管内で行われるものに限る。)に従事した場合は、次により費用弁償を支給する。

住居等から団本部、分団車庫又は会議場所までの片道の距離	一回につき
二キロメートル以上四キロメートル未満	一三〇円
四キロメートル以上六キロメートル未満	一六〇円
六キロメートル以上八キロメートル未満	二一〇円
八キロメートル以上十キロメートル未満	二七〇円
十キロメートル以上	三二〇円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給し、その種類は、川越地区消防組合消防職員等の旅費に関する条例(平成十一年条例第四号。次項において「旅費条例」という。)の例による。この場合において、団長及び副団長については七級の職務にある者、分団長以下については五級の職務にある者とみなす。

3 費用弁償の支給方法については、旅費条例の例による。

(令四条例二・全改)

(退職報償金)

第十四条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年四月一日条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年四月一日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年四月一日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年四月一日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年四月一日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年一〇月三〇日条例第四号)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越地区消防組合消防団条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

2 団員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和五十四年四月一日以後の分として支給を受けた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和五六年一月二八日条例第四号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年十月一日から適用する。

附 則(昭和六一年三月三十一日条例第二号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年四月一日条例第一号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年一二月二五日条例第七号)

この条例は、平成二年一月一日から施行する。

附 則(平成四年七月一四日条例第七号)

この条例は、平成四年十月一日から施行する。

附 則(平成六年九月三〇日条例第二号)

この条例は、平成六年十月一日から施行する。

附 則(平成七年三月二七日条例第二号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年三月二九日条例第一号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二四日条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年三月三〇日条例第一号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年九月二八日条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年三月二五日条例第二号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年三月一八日条例第二号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年三月二八日条例第二号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(令和元年一〇月一日条例第五号)

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和二年三月二七日条例第一号)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の川越地区消防組合消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に係る費用弁償について適用し、同日前に従事した職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。

附 則(令和四年三月二五日条例第二号)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の川越地区消防組合消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務について適用し、同日前に従事した職務については、なお従前の例による。

【資料 1. 8 2】「災害時の情報交換に関する協定」

災害時の情報交換に関する協定
(国土交通省関東地方整備局)

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と川越市（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、川越市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 川越市で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 川越市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めるとき。

（情報交換の内容）

第 3 条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項

（情報連絡員の派遣）

第 4 条 第 2 条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第 5 条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第 6 条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市長 川 合 善 明